

平成 21 年第 3 回
城里町議会定例会会議録

平成 21 年 9 月 8 日 開会
平成 21 年 9 月 18 日 閉会

城里町議会

平成21年第3回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 議長あいさつ	8
・ 議員の出欠	9
・ 開会の宣告	9
・ 開議の宣告	9
・ 諸般の報告	9
・ 会議録署名議員の指名	10
・ 会期の決定	11
・ 町長あいさつ	11
・ 議案第45号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第46号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第47号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第48号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第49号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第50号 上程、提案理由説明	14
・ 議案第51号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第52号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第53号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第54号 上程、提案理由説明	16

・ 議案第55号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第56号 上程、提案理由説明	17
・ 議案書差しかえ	17
・ 議案第57号 上程、提案理由説明	18
・ 日程変更	18
・ 採決	18
・ 議案第58号～議案第66号 上程、提案理由説明	19
・ 監査委員決算審査意見報告	19
・ 質疑	21
・ 決算特別委員会の設置・委員会付託	21
・ 決算特別委員会委員の選任	21
・ 決算特別委員会正副委員長の報告	22
・ 請願第1号～請願第3号 委員会付託	22
・ 散会の宣告	23
○ 散会	23

会 議 録 第 2 号

○ 日時	25
○ 出席並びに欠席議員	25
○ 説明のため出席した者の職氏名	25
○ 職務のため出席した者の職氏名	26
○ 議事日程	26
○ 本日の会議に付した事件	26
○ 開議	26
・ 議員の出欠	26
・ 開議の宣告	26
・ 一般質問	26
18番 小林 宏君	27
12番 三村由利子君	32
3番 寺門博志君	40
5番 桐原健一君	45
4番 阿久津則男君	49
8番 玉川台俊君	56
・ 散会の宣告	74

○ 散会	74
------	----

会 議 録 第 3 号

○ 日時	75
○ 出席並びに欠席議員	75
○ 説明のため出席した者の職氏名	75
○ 職務のため出席した者の職氏名	76
○ 議事日程	76
○ 本日の会議に付した事件	76
○ 開議	76
・ 議員の出欠	76
・ 開議の宣告	76
・ 一般質問	76
2番 関 誠一郎君	77
9番 南條 治君	85
・ 散会の宣告	91
○ 散会	91

会 議 録 第 4 号

○ 日時	93
○ 出席並びに欠席議員	93
○ 説明のため出席した者の職氏名	93
○ 職務のため出席した者の職氏名	94
○ 議事日程	94
○ 本日の会議に付した事件	95
○ 開議	96
・ 議員の出欠	96
・ 開議の宣告	96
・ 議案第45号 質疑	96
・ 議案第46号 質疑	97
・ 議案第47号 質疑	97
・ 議案第48号 質疑	97
・ 議案第49号 質疑	97

・ 議案第50号 質疑	100
・ 議案第51号 質疑	100
・ 議案第52号 質疑	101
・ 議案第53号 質疑	101
・ 議案第54号 質疑	101
・ 議案第55号 質疑	101
・ 議案第56号 質疑	101
・ 議案第58号～議案第66号 委員長報告	102
・ 討論	103
・ 採決	109
・ 請願第1号 委員長報告、採決	112
・ 日程追加	113
・ 発議第2号 上程、朗読、趣旨説明、採決	114
・ 請願第2号 委員長報告、採決	116
・ 請願第3号 委員長報告、採決	117
・ 報告第22号 委員長報告	117
・ 報告第23号 委員長報告	118
・ 報告第24号 委員長報告	119
・ 報告第25号及び報告第26号	120
・ 町長あいさつ	120
・ 議長あいさつ	121
・ 閉会の宣告	121
○ 閉会	121

平成21年城里町告示第81号

平成21年第3回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年8月28日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成21年9月8日（火）午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成21年第3回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	9月8日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎質疑 ◎議案、請願委員会付託 ◎散会
2	9月9日	水	休会	決算特別委員会（総務常任委員会）
3	9月10日	木	休会	決算特別委員会（教育民生常任委員会）
4	9月11日	金	休会	決算特別委員会（産業建設常任委員会）
5	9月12日	土	休会	議案調査
6	9月13日	日	休会	議案調査
7	9月14日	月	休会	議案調査
8	9月15日	火	本会議	◎一般質問
9	9月16日	水	本会議	◎一般質問
10	9月17日	木	休会	議事整理
11	9月18日	金	本会議	◎開議 ◎委員長報告、質疑、討論、採決 ◎請願、報告 ◎閉会

1. 応招議員

1 番	河原井 大 介 君	1 0 番	杉 山 清 君
2 番	関 誠一郎 君	1 1 番	寺 田 和 郎 君
3 番	寺 門 博 志 君	1 2 番	三 村 由利子 君
4 番	阿久津 則 男 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
5 番	桐 原 健 一 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	1 5 番	根 本 正 典 君
7 番	小 林 祥 宏 君	1 6 番	阿久津 尚 一 君
8 番	玉 川 台 俊 君	1 7 番	小 坏 孝 君
9 番	南 條 治 君	1 8 番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

平成21年第3回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成21年9月8日 午前10時02分開会

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	12番	三 村 由利子 君
3番	寺 門 博志 君	13番	小松崎 三夫 君
4番	阿久津 則男 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
5番	桐 原 健一 君	15番	根 本 正典 君
6番	飯 村 吉伊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	玉 川 台俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

7番	小 林 祥宏 君	11番	寺 田 和郎 君
----	----------	-----	----------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤 男
副 町	長	赤 津 康 明
教 育	長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員		一 木 邦 彦
総 務 課	長	田 上 勤
企 画 財 政 課	長	阿久津 保 巳
税 務 課	長	山 口 充 彦
町 民 課	長	久保田 殿 司
保 険 課	長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課	長	加藤木 賢
産 業 振 興 課	長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課	長	栗 林 俊 一
下 水 道 課	長	高 橋 洋 造
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)		川 又 重 光
水 道 課	長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長		阿久津 道 男

教育委員会事務局 長

海野 勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
局 長 補 佐
書 記

三 村 主
小 林 恵 子
川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成21年9月8日(火曜日)

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第45号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第47号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第6 議案第48号 平成21年度城里町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第50号 平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第51号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第52号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第53号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第54号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第55号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第56号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第16 議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第17 議案第59号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第60号 平成20年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第61号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第62号 平成20年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第63号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第64号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第65号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第25 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第26 請願第2号 上入野地区農業集落排水の管路延長と処理能力向上に関する請願書
- 日程第27 請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願
- 日程第28 報告第22号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第29 報告第23号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第30 報告第24号 産業建設常任委員会視察研修報告書
- 日程第31 報告第25号 地方公共団体財政健全化法に関する平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第32 報告第26号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第57号

議案第58号
議案第59号
議案第60号
議案第61号
議案第62号
議案第63号
議案第64号
議案第65号
議案第66号
請願第1号
請願第2号
請願第3号

午前10時02分開会

町民憲章唱和

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（鯉淵秀雄君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） 平成21年第3回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正、平成21年度補正予算及び平成20年度決算認定などでありま

す。
よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、6月から9月まで実施しております「夏の軽装」クールビズへの対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いをいたします。

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
欠席議員、7番小林祥宏君、11番寺田和郎君。
ただいまの出席議員数は16名です。

開会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（鯉淵秀雄君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） それでは、6月、7月、8月の諸般のご報告を申し上げます。

まず、6月でございます。

1日、月曜日、茨城県立常北高等学校後援会総会が開催されました。議長及び教育民生常任委員長出席でございます。

18日、木曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

25日、木曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

26日、金曜日、第1回広域連合議会臨時会が日本赤十字社茨城県支部で開催されました。議長出席でございます。

30日、火曜日、那珂川改修期成同盟会定期総会がフェリヴェール・サンシャインで行われました。議長出席でございます。

次に、7月でございます。

2日、木曜日、議会広報委員会先進地視察研修を実施いたしました。宮城県美里町を研修してございます。議長及び広報委員出席でございます。

8日、水曜日、東茨城郡町村議会議長会合同研修会が開催されました。群馬県川場村を視察研修してございます。正副議長出席でございます。

16日、木曜日、茨城県町村議会議長会臨時会が開催されました。議長出席でございます。

21日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

23日、木曜日、議会運営委員会視察研修を実施いたしました。群馬県の昭和村を視察研修してございます。議長及び議会運営委員出席でございます。

27日、月曜日、農業委員会定期総会が開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

30日、木曜日、産業建設常任委員会先進地視察研修を実施してございます。長野県安曇野市を視察研修いたしました。産業建設常任委員が出席でございます。

次に、8月でございます。

20日、木曜日、いばらき女性農業委員の会定例総会が市町村会館で開催されました。三村議員出席でございます。

21日、金曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

25日、火曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

26日、水曜日、城里町国民健康保険運営協議会が常北保健センターで開催されました。議長及び各常任委員長出席でございます。

27日、木曜日、城北地方広域事務組合議会定例会がコミュニティセンター城里で開催されました。阿久津尚一、根本、小松崎、寺田、南條、桐原、関議員出席でございます。

31日、月曜日、水道事業運営審議会が本庁舎2階会議室で開催されました。正副議長及び産業建設常任正副委員長が出席をしてございます。

以上、6月、7月、8月の諸般のご報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（鯉淵秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

4番 阿久津 則 男 君

5番 桐 原 健 一 君

6番 飯 村 吉 伊 君

の以上3君をご指名申し上げます。

会期の決定

議長（鯉淵秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） 議会運営委員会を代表いたしまして、今期定例会の会期日程についてご提案申し上げます。

定例会に提案されます議案22件、請願3件及び報告5件、合わせて30件の審議件数及び一般質問等を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から9月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願いたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月18日までの11日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 平成21年第3回議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多用の中をご出席いただき、ありがとうございます。

今年、梅雨明け後の長雨により、農作物の収穫が思わしくないようであり、実りの秋を迎え、農家へ与える影響を心配しているところであります。

また、春先から世界的な大流行となっております新型インフルエンザにつきましても、これからの季節の流行を懸念しているところであります。

本定例会は、国民健康保険条例の一部改正と全町光ファイバー網の確立を目指す21ブロードバンドゼロ地域解消事業工事請負契約の締結、かつら水処理センター増設工事に伴う下水道事業工事変更請負契約の締結、政治倫理審査会委員の任期満了に伴う新委員の選任、また、地域活性化・経済対策関係を含めた平成21年度町予算の補正と平成20年度町会計決算認定をお願いするものであります。

いずれも住民生活に直結した重要案件であります。慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、議会開会に当たりましての私のあいさつといたしたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

議案第45号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） これより、日程第3、議案第45号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第45号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。出産育児一時金の引き上げに係る健康保険法施行令等が改正され、平成21年10月1日から施行されることに伴い、町条例を改正するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第46号 工事請負契約の締結について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第4、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第46号 工事請負契約の締結についてであります。21ブロードバンドゼロ地域解消事業工事の契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでご

ざいます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第47号 工事変更請負契約の締結について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第5、議案第47号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第47号 工事変更請負契約の締結についてであります。21国補特環下第1号かつら水処理センター増設工事の契約金額に変更が生じたことに伴い、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第48号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第6、議案第48号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第48号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億6,684万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,168万9,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を追加し、県支出金を減額するものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費を追加するものでございます。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第7、議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特

別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,130万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,549万円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金を追加し、繰越金を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等及び諸支出金を追加するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,993万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,174万3,000円とするものです。

歳入では、繰入金及び繰越金を追加し、診療収入を減額するものです。

歳出では、施設整備費を追加し、総務費を減額するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第50号 平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第8、議案第50号 平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） ただいまの議案第49号につきまして、施設勘定についての数字の読み違いがございましたので、訂正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

施設勘定におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、先ほどは9,993万2,000円ということでお話ししましたが、6,993万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,174万3,000円とするものです。よろしく訂正をお願い申し上げたいと思います。

議案第50号 平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ351万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ975万9,000円とするものです。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第51号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第9、議案第51号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第51号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,527万9,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第52号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第10、議案第52号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第52号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,248万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,506万円とするものです。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、基金積立金及び諸支出金を追加し、地域支援事業費を減額するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第53号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(鯉淵秀雄君) 次に、日程第11、議案第53号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長(阿久津藤男君) 議案第53号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,123万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,733万7,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、繰越金及び町債を追加し、国庫支出金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第54号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(鯉淵秀雄君) 次に、日程第12、議案第54号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長(阿久津藤男君) 議案第54号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,009万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,221万4,000円とするものです。

歳入では、繰入金、繰越金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第55号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第13、議案第55号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第55号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更なく、歳入において繰入金を追加し、繰越金を減額するものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案第56号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第14、議案第56号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第56号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、収入支出予算の既決の予定額からそれぞれ1,550万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ6億8,201万1,000円とするものです。

収益的収入では、受託工事収益を減額するものです。

収益的支出では、受託工事費を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既決の予定額に8,550万円を追加し、収入予定額を2億6,475万円とし、資本的支出の既決予定額に9,850万円を追加し、支出予定額を4億6,007万2,000円とするものです。

資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金及び一般会計負担金を追加するものです。

資本的支出では、配水管布設費を追加するものであります。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案書差しかえ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、お諮りいたします。

ただいま町長より日程第15、議案第57号について議案書を差しかえたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（鯉淵秀雄君） 日程第15、議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてであります。城里町政治倫理条例第6条の規定に基づき、政治倫理審査会の委員を選任するものであります。

水戸市南町一丁目3番23号、阿久津正晴さん、水戸市五平町1016番地、川原井勝一さん、城里町大字石塚502番地の2、所 洋治さん、城里町大字小勝1192番地、阿久津理子さん、城里町大字磯野46番地、富永信一さん、城里町大字下阿野沢197番地、小田部晴美さんを選任するものです。

6名の方とも、性格は温厚にして人望も厚く、人格識見ともに最適任者であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程変更

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第57号を先議したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号を先議することに決定いたしました。

採 決

議長（鯉淵秀雄君） これより議案第57号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同

意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定について

議案第59号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第60号 平成20年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議案第61号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第62号 平成20年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第63号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第64号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第65号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第16、議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定についてから日程第24、議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定について、議案第59号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第60号 平成20年度城里町老人保健特別会計決算認定について、議案第61号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第62号 平成20年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第63号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第64号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第65号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について、議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定についてであります。以上9議案につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成21年8月4日から実施された決算審査を経て、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

監査委員決算審査意見報告

議長（鯉淵秀雄君）　ここで、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員一木邦彦君。

〔代表監査委員一木邦彦君登壇〕

代表監査委員（一木邦彦君）　監査委員を代表いたしまして、平成20年度城里町の各会計の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました、平成20年度城里町の一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算基金運用状況書、その他政令で定める書類を審査いたしました結果、各会計とも計数的に正確であり、証書類もよく整備され、適正に処理されております。基金についても、適法に運用されていることを確認いたしました。

ただし、歳出決算において、一般会計と特別会計をあわせて不用額の合計が前年度決算より9.1%増の1億687万円となっております。一部の科目においては多額の不用額が見受けられます。限られた財源の効率的な運用を図るために決算見込みを的確に把握し、予算を補正するなど、適切な事務処理を行うよう改善をお願いいたします。

また、地方財政の厳しい中、特に地方分権に伴う財源移譲等により、自主財源の確保が地方自治体にとって重要な課題となっております。平成20年度の本町における自主財源の比率を見ますと、32.4%という低い水準でございます。一方で、収入未済額は、一般会計と特別会計をあわせて前年度より2,921万1,000円増の5億4,467万5,000円となっており、特に一般会計においては、2億6,755万2,000円が収入未済となっております。

未収金対策については、全職員が危機意識を持って、他の部署との連携を密にし、滞納者には早期に対応し、悪質な滞納は絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、法的措置を講ずるなどさらに実効性のある収納対策を図って、滞納の解消、収納率の向上に引き続き努力するようお願い申し上げます。

加えて、不納欠損額は、一般会計と特別会計をあわせて前年度より2,458万円の増となっており、5,617万1,000円の不納欠損処分が行われております。不納欠損処分は、納税者等に不公平感を抱かせるだけでなく、自主財源確保の点からも大変な損失でございます。不納欠損に至らぬよう、その処分については、法令等の趣旨に沿って引き続き厳正に運用していただきたいと存じます。

また、水道事業会計においても、収入未済額が5,724万1,000円となっております。128万9,000円の不納欠損処分が行われております。公営企業会計は独立採算制が原則でございます。これらの解消についても全力で対処して、さらに事業の健全経営に努めていただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上が、平成20年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。町政進展のため、なお一層の努力をお願いいたすものでございます。

質 疑

議長（鯉淵秀雄君） これより質疑に入ります。

議案第58号から議案第66号の平成20年度城里町9会計決算認定について質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定についてから議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定に関する質疑を終結いたします。

決算特別委員会の設置・委員会付託

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、議案第58号から議案第66号の以上9件についてお諮りいたします。

議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定についてから議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により、決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、会期中に審査したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第66号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いいたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会委員の選任

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番河原井大介君、2番関 誠一郎君、3番寺門博志君、4番阿久津則男君、5番桐原健一君、6番飯村吉伊君、7番小林祥宏君、8番玉川台俊君、9番南條 治君、10番杉山清君、11番寺田和郎君、12番三村由利子君、13番小松崎三夫君、15番根本正典君、16番阿久津尚一君、17番小坪 孝君、18番小林 宏君、以上17名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました以上17名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきます。

午前11時07分休憩

午前11時08分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の報告

議長（鯉淵秀雄君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に12番三村由利子君、副委員長に13番小松崎三夫君が選任されましたので、ご報告いたします。

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

請願第2号 上入野地区農業集落排水の管路延長と処理能力向上に関する請願書

請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第25、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願から日程第27、請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと存じます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願第1号か

ら請願第3号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願3件の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、請願第1号教育予算の拡充を求める請願については所管の教育民生常任委員会へ、請願第2号 上入野地区農業集落排水の管路延長と処理能力向上に関する請願書については所管の産業建設常任委員会へ、請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願については教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） ここで、お諮りいたします。

請願3件の付託先については、ただいまの議会運営委員長の発言のとおり、請願第1号については教育民生常任委員会へ、請願第2号については産業建設常任委員会へ、請願第3号については教育民生常任委員会へ付託することとし、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願3件については所管の常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日10日から14日までの5日間は休会であります。

なお、あす9日から11日までの3日間は、決算審査のため常任委員会の開催を予定しております。本日配付されました資料をご持参の上、各委員会へのご出席をよろしく願いをいたします。

また、次の本会議は、15日火曜日午前10時に本議場において開催し、一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時13分散会

平成21年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成21年9月15日 午前10時02分開議

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺 田 和 郎 君
3番	寺 門 博 志 君	12番	三 村 由利子 君
4番	阿久津 則 男 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	桐 原 健 一 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	飯 村 吉 伊 君	15番	根 本 正 典 君
7番	小 林 祥 宏 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	玉 川 台 俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	久保田 殿 司
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	加藤木 賢
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮

農業委員会事務局長 阿久津 道 男
教育委員会事務局長 海 野 勝 美

1. 職務のため出席した者の職指名

議 会 事 務 局 長 三 村 主
局 長 補 佐 小 林 恵 子
書 記 川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成21年9月15日(火曜日)

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

議長(鯉淵秀雄君) 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は17名です。遅刻、8番玉川台俊君、ほか全員出席であります。

開議の宣告

議長(鯉淵秀雄君) 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人4名を許可いたしました。

一般質問

議長（鯉淵秀雄君） 本日は一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、18番小林 宏君の発言を許可いたします。

18番小林 宏君。

〔18番小林 宏君登壇〕

18番（小林 宏君） ただいまから通告順に従い、一般質問を行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

ホロルの湯については、（1）問の質問に対し、町長の答弁の内容によっては（2）の質問を行うことにいたしますので、1回目の質問のときには行いませんので、最初に申し上げます。

それでは、本題に入ります。

まず、第1点目、現在、町より開発公社が指定管理者の委託を受けて管理運営業務を行っているが、一般企業から公募選定をして、平成22年4月から管理運営業務を委託するのが最善ではないかと思ひ、お伺いするものであります。

ホロルの湯は地下1,300メートルからくみ上げております。泉温25.9度、湧出量毎分71リットル、泉質はペーハー9、アルカリ性単純温水である上に、建物が大き過ぎて、水道、光熱費やレジオネラ菌対策等々、経常経費が膨大にかかり、平成14年6月1日のオープン以来、町開発公社が平成18年3月末までの管理運営業務を行ってきましたが、毎年大幅な赤字経営の連続でした。

地方自治法が改正されて、公の施設を民間企業に委託することができるようになったのに伴い、一般企業から公募選定された株式会社サンアメニティ社と平成18年4月から5年契約でホロルの湯の管理運営業務を委託してきたが、毎年大幅な赤字運営のため、平成20年9月末で中途解約されることになり、平成20年10月1日より、再び町開発公社が指定管理者となり、管理運営業務の委託を受けて今日に至っているのが現状です。

平成20年10月から平成21年3月末までの6カ月間の委託管理料は1,600万円でしたが、年度末には約1,000万円の不足が生じたことは記憶に新しいところであります。

平成21年4月から8月までの入場者数の状況は、4月が対前年比で4,277人、5月が同じく2,965人、6月が2,807人と減少でありまして、3カ月間の合計で、対前年比が1万49人減少しております。

4月からは、利用者増対策として、町内全員に、1人12回まで使用ができる町民半額利

用券を配布しましたが、7月は半額券の利用者が700人もいたのですが、対前年比で1,810人の減少、8月は、夏休み、お盆の月でもあることから、年間のうちで利用者が最も多く、平成18年から平成20年までの利用者数のデータを見てみますと、毎年3万人以上が8月だけでホロルの湯においでになっております。今年の8月は、半額券の利用者が500人もいても2万9,073人、対前年比で4,848人と大幅に利用者が減少しております。

今年4月から8月までの5カ月間の利用者数は、営業日数127日で合計が1万6,707人少なくなっており、1カ月の平均約3,340人、1日に換算しますと、百三十数人が減少している計算となります。

このような状況から見ても、今年度末の決算は、委託管理料の4,000万円ではかなり厳しいのではないかと、このように私は思っているわけでございます。今日までの状況や今後について、私は深刻な最悪の状態になると、このように危惧しております。このまま開発公社がホロルの湯の管理運営を長くやればやるほど、累積赤字が増大するばかりでなく、町の財政上からも大きな問題となるわけでございます。

私の持論ですが、公営企業はサービス業には不向きであると思っております。聞くところによると、ホロルの湯の指定管理者は、無料でもよいから管理運営を行ってもよいという民間企業があるとも聞いております。この際、一般企業から公募選定を行い、平成22年4月より民間企業者に業務委託をすることを、私は強く要望するものであります。

町長の明快な答弁をお願いします。

次に、野外活動センターの問題をお伺いしてまいります。

町が合併して5年目になりますが、現在、旧町村ごとにある3施設を1つに統合してはどうかということでお尋ねをいたします。

厳しい財政状況からも、改革や合理化はできるところから迅速に行うことが必要であると思い、この問題を取り上げました。

野外活動センターの施設は、3カ所を1つにしまして、他の2施設は公園とか、そのように地域で使えるようにしてはどうかと思い、質問をするわけでございますが、町長の明快な答弁をお願いします。1回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） それでは、小林議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

ホロルの湯の運営につきましては、当初、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、サンアメニティ社が指定管理者になっておりましたが、平成20年9月末で急遽撤退したことにより、同年10月より、町開発公社が指定管理者になって運営しているところでございます。指定管理者の期間は、サンアメニティ社の残りの期間、2年6カ月になっておりますが、開発公社にいたしましても、未曾有の大不況の影響を受け、運営には大

変苦勞しているところでございます。

いずれにいたしましても、ホロルの湯の指定管理者については、本年度の利用状況を踏まえながら、検討していかなければと考えているところでございます。指定管理者のあり方については、大変重要なことでございますので、十分に時間をかけて検討してまいりたいと考えております。

次に、野外活動センターについて、合併して4年目になるが、現在町内に3施設あるのを1施設に統廃合してはどうか伺うというようなご質問かと思いますが、3施設の利用状況を考えたときに、うぐいすの里、山びこの郷については、大変厳しい状況であり、ふれあいの里だけが何とかやっていけるのかなと思っております。

また、3施設も老朽化が進んでおり、これからの維持管理等に相当の費用がかかると考えております。

いずれにいたしましても、近い将来、小林議員のおっしゃるとおり、統廃合については避けて通れない問題と認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

18番小林 宏君。

18番（小林 宏君） 2回目の質問に、今ホロルの湯のことについて町長の答弁をお聞きしましたが、残りが2年半のうち半年は終わって、今年は2年目の1年目だと。残りがあと1年以上あるというような答弁でございますが、第2回の6月議会定例会のとき、玉川台俊議員がこの問題についてご質問をしておるわけでございます。そのときの町長の答弁は、「今後の運営状況を見ながら判断する」と、このように申しておりました。

これは私が議事録から確認したわけでございますけれども、町長の認識は、今聞くと、危機感とか、大変な状況だということは全然答弁の中には聞こえてこないんです。私が数字を挙げてはっきり実績を申し上げたんです、今年の4月から8月までの状況を。この状況について、町長はどのように考えているのか。

今も、玉川議員に答えたのと最後は同じような答えを、「運営状況を見ながら」と、こういうわけです。もう既に今年の3月からは、町長は運営状況をわかっているわけでございまして、今年3月末のときに約1,000万円の不足が出ましたよと。このホロルの湯と町の委託契約書の中に、第25条の中で、いろいろ追加については条件を決められた中でないと追加補正はできないというような協定書があるわけでございますから、そのことから勘案しても、これは3月末のときにまた大変な問題、4,000万円だけれども、私の試算ではとてもそんなことにはいかないと思います。

私は、過去平成14年のオープンのときからずっと状況は知っておりますけれども、毎年毎年莫大な赤字を出しているわけなんです。入湯税は当然入ってはおりますけれども、今年なんかは、この状況を見ると、町長の今の答弁では危機感を本当に感じていないもので

すから、私はちょっとびっくりしたんですが、この状況をデータから見ると、入場者で先ほども言いましたけれども、1万6,707人、総売り上げで1,245万円、これだけ不足しているわけです。入場料にしても750万円以上不足していると。どのデータを見ても、物すごく減っているわけです。

それで、先ほども言いましたけれども、平成18年からのデータがありますけれども、1年間のうちで一番利用客が多いのは8月なんです。いつも3万人、4万人近いときもあるし、大体3万5,000人前後は入っているんです。今年はそれから約5,000人減の2万9,000人ちょっとしか入っていないんです。当然これはもう決算のときにはマイナスというのは目に見えているわけです。

このような状況にあって、私は本当に先ほども言ったように、もう最悪の状態の決算になるのではないかな。最初に4,000万円という数字もいかがかんと思ったけれども、これほど落ち込んでいるとは思わなかったです。しかも、利用者増対策として、7月、8月は町民の半額券を発行しているんです。それでも大幅なマイナスになっているということなんです。もうちょっと町長はその辺の危機管理を十分に、これは最終的には町民の税金から補てんしていかなくてはならないんです。幾ら開発公社が借りようとも、開発公社では返せるだけの運営費が出ていかないわけです。

それと、私は、企業会計のほうがないものですから、建物に対する、いろいろな施設のものに対する減価償却、これがされていないものですから、単なる何千万円の赤字だよというだけなんです。実質的には本当にすごい赤字になっているわけなんです、企業会計から言えば、それだけ町の財産が目減りしていくわけです。特に修繕費だけでも、町長、当然町長等へは報告を受けているからわかると思いますけれども、一般の方にはそんなのはなかなか見えにくい点があるから、申し上げますけれども、電気料だけでも、水道、光熱費、電気料、こういうものがすごくかかるわけなんです。

こういう経常経費、水道、光熱費、こういうものは何としてでも燃料費とかというものは、今のホロルの湯の、先ほども言った泉温、泉質、湧出量、地下1,300メートルからくみ上げているこの動力もかりますから、非常に減らしに減らしようがない経常経費なんです。1億円まではかからないが、約8,000万円ぐらいかかっていますから。そこへ来て建物が大きいと、こういう非常に不合理な施設なんです。だから、この際思い切ってこれを、町長、危機感を持っているならば、本当に町を健全経営をしていくというなら、今政府でも言っているように、無駄をいかにして削るか、こういうことに私は、この町の財政状況からいったら、本当に深刻な問題だと思って今回は取り上げたわけでございます。

その辺のことについて、もう一度町長のご判断をお伺いします。

野外センターについては、町長も私の意見と同じようだというふうに判断しましたものですから、この野外センターについての質問はこれでお聞きしませんけれども、ホロルの湯について、現状、今後の状況、あと2年、今年度が終われば平成22年度までだというふ

うな感覚で平成23年度からと、現状を考えたらそんな悠長な問題と考えているところではないんです。本当にこれは恐ろしいと思うんです。

町長、4月から8月までのデータを今申し上げましたけれども、この資料から言うと、9月から来年3月までの7カ月間と5カ月間では、ほとんどデータの的に同じなんです。だから、後半伸びるということはほとんど考えにくいんです。この状況が非常に回復して、幾らかでも前よりも赤字幅が少なくなるという状況はとても考えにくいんです。

だから、その辺の危機意識を持った答弁を、もう一度町長からお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 今お話ししましたように、指定管理者については、大変重要なことですので、十分時間をかけて検討してまいりたいと思っております。

それで、前の6月議会において、玉川議員さんよりホロルの湯の公募の準備をしているのかという質問に対しまして、私は、これから準備していかなければならないと思うということで答弁はしております。

また、今大変厳しい状況であるというようなお話がございましたが、現在、町民に半額利用券を全戸配布し、また、そういう中で、平成20年度7月利用者が849人、平成21年7月の利用者1,551人で、702人が増加しているというようなこと、また、平成20年8月に1,045人、平成21年1,537人で492人が増加しているというようなこともございます。

また、9月より、ホロルの巡回バス、ワゴン車の運行等を開始するために、本年度の9月以降の利用状況を判断しながら、方向性を見出していきたいと、そういう気持ちで今おりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 18番小林 宏君。

18番（小林 宏君） 今、町長は利用券を利用したから入場者がふえているんだと、こんなようなことを言っているけれども、これは結局財政上から言ったら、産業振興課のほうで、その差額は負担している、あるいは総務課で、いわゆる無料券を発行している。これは無料券というのは、そういったような条件があって、ホロルの湯のご理解をいただくため、PRするためというようなことで、これは当然利用増を図る意味においては当然だと思いますけれども、いずれにしても、この半額利用券というのは、仮需要だと私は思っているんです。本需要ではない。そして、何千万円の赤字だ。それだけ町民の税金から負担するという点に関して、これは町長、データから言うと、町民の利用率は、この半額券を発行していないときはずっと10%台なんだ。町民の多くの方は、何でそういうものに我々の税金を使わなくてはならないんだと。町の人のために使う施設ではないだろうというような厳しい意見を我々に言われているわけです。

だから、前の話になりますが、ホロルの湯がサンアメニティから返されたとき、私はもうこれを開発公社でやることは反対だという意思表示をして、議会で反対したときに、町

民の多くの方から私に、いろいろな意見をいただいた。「いや、小林、勇気を持ってよくやったな、我々もそう思っているんだよ、議員らはどう思っているんだよ」と、むしろ我々は勇気づけられたような状態になっているわけです。町民はそのくらいもうこの赤字で運営していく施設、もうもともと経常経費がかかるような施設になっているんだから、企業努力ではだめ。ましてやプロのサンアメニティという企業がやってさえもやっていけないものを、開発公社は、先ほども言いましたけれども、公営企業はサービス業にはもともと本当に向いていないと私は思うんです。だから、そういうことも勘案して、ぜひとも、じっくり考えるなんて言うのではなく即刻ということを私は申し上げたい。しかも、これで町長がどうしてもだめだと言うんなら、私はこのかんぼの宿とか、グリーンピアとかという資料もきょうは持ってきたんですけれども、町長がそれに対してノーという答えであれば、私は売却すると。

これなんかも物すごいお金を投入しても、めちゃくちゃ安い値段で売っているわけです。1,950何万円のもの50万円以下で売っているというのも、これはグリーンピアの問題で。それから、かんぼの宿なんかは、大きな政治問題を起こしているわけです。これもみんな施設をつくることはできるんだけど、運営でもって行き詰ってしまって、みんな赤字になると。これが大変な問題になっている。つくるとは何とか借金でできるわけですから、交付金、補助金、いろいろなもろもろ、地方債だとかと、そういう補助金を対象にしてやりますから、つくるとはできるけれども、後の運営が問題なんです。これでもってどういう施設でもまいっていつてしまうんです。町の財政を圧迫していつてしまうんです。

だから、私は、そのためには何としてでもいち早く民間企業にホールの湯は委託をして、サンアメニティのときなんかは、入湯税はいただくけれども、あとの経費は出さないと。

それともう一つ町長、考えていただきたいのは、1年1年過ぎるごとによって、維持管理費のほかに今度は修繕費というのも、去年は1,000万円以上、今年も約900万円近いのを予算化しているわけですから、このように目に見えない金額がかかっていくわけです。こういうことも考えて、私はぜひとももう健全財政で町を運営するためには、無駄な経費はできるだけ、いち早くなくすというような方向づけをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） それでは、通告第1号、小林 宏君の一般質問を終結いたします。次に、通告第2号、12番三村由利子君の発言を許可いたします。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

12番（三村由利子君） 12番三村でございます。

それでは、通告による質問に入ります。

まず最初は、老人福祉事業についてであります。

私は、平成9年より介護者の会の代表をいたしております。この会は、家族の中のだれかを介護している人、長年介護をしている人、あるいは長年介護をし、配偶者を見送った人、介護の関心のある人たちの集まりで、現在五十数名の会員を抱えております。

介護上の情報交換、研修会、会員相互の交流・親睦を図ったり、月1回の会報の発行等、毎月例会を開いており、会員同士が意見交換などをして、続けております。補助金等はどこからも一切受けずに、会員一人一人の会費で自主運営を図っている会でございます。

会員の中には、生まれながらに重度の障害を持つ息子さんを五十数年もの間、全介護をし、息子さんを見送ったという高齢の母親、長年、半身麻痺のご主人の介護を続けている人など、さまざまな環境下で、その日その日の生活で不安を抱えている人たちが数多くいらっしゃるという現実を知ってまいりました。

そして、そういう境遇にいらっしゃる人たちが要望されていることに、緊急通報システムの整備の拡充があります。

現在の緊急通報装置設置事業の対象者は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯と規定されており、これ以外の人を対象とされてなく、相談に行っても窓口でまず却下されてしまうということでございます。

リハビリを続けていて、とっさに自力で行動のできないご主人を見ている高齢の奥さんが、持病を持っている中で、自分が万が一のときを考えると、とても不安で夜も眠れないと、そういう訴えもございます。

また、息子さんと同居していて、病後の高齢の奥さんは、出張が多く、月の半分以上は家を留守にしている息子さんとの生活に日々不安を感じ、脳梗塞を再発する可能性を医師から告げられていて、いつそのときが来たらと、不安の毎日だという話もあります。

そして、そういう方が、役場に申請に行ったけれども、ひとり暮らしではないからだめだということで、まず対象にならないと断られてしまっているという実態がございます。

こういう不安を抱えながらの生活は、本当に切実に思うのでございます。高齢者が不安を抱えながら生活をしているほど、気の毒なことはないと私は思います。

本町では、高齢者の世帯数は増加の一途であり、中でもひとり暮らしの高齢者の割合もふえており、外部からの何らかの生活の支援を待っている人が多くあるように、特に健康管理、防犯等に高い希望があることがわかります。

高齢者が住みなれた地域で暮らすために、高齢者の不安の解消、安全・安心のまちづくり体制を整えることが急務であると考えます。この緊急通報システムのこれまでの設置規定を見直すことに対しての町長のご意見をお伺いしたいと思っております。

続きまして、ホロルの湯運行バスについてでございます。

ホロルの湯は、平成14年6月29日に、当時さまざまな問題を抱えながらオープンをいたしました。そして、ホロルの湯巡回バスは、その7月9日から町内の運行を始めておりま

す。当時運賃は100円で、到着時に料金箱に支払うシステムでございました。

常北地区のバスの巡回は、AコースとBコースの2コースがあり、Aコース、Bコースとも時間をずらし2回バスが走っていて、いずれも70分ないし80分の時間を要しております。運行開始当時は、利用者もありましたが、乗客がなくとも規定のコースを走っていることに問題があり、やがて利用者も激減したことから、バスの運行は中止に至った経緯がございます。

今回、再び送迎バスの運行を開始したことは、ホロルの湯入館者激減のその解消をするための対策の一つと私は考えますが、町長は、このバス運行再開に当たってどの程度の集客数を期待しているのでしょうか、伺います。

また、今回、このバス運行日程表は、どのような検討・協議を重ねた上で運行コースが定まったのでしょうか、お伺いいたします。

地区を設定し、1日1台1コースのみの運行で、所要時間は乗車から到着まで1時間35分、またはコースによっては1時間20分から25分の所要時間になります。例えば、朝9時に乗車した利用者は、1時間35分町内を延々とバスに乗った状態が続くわけでございます。これは予定どおりに走行できた場合のことでありまして、道路の状況、車内の乗客の変化等によっては、この限りではなくなるのではないかと考えられます。

今回、合併後広域になった町内を1台のマイクロバスが送迎することに、最初から無理があると私は考えます。マイクロバスの狭い座席で、長時間乗車している高齢者は、健康増進どころか逆に体調を崩すことにもなりかねないと考えます。コースを半分ぐらいにして、2台のマイクロバスで送迎する方法は考えられなかったのでしょうか、お伺いいたします。

ホロルの湯の利用者をふやすことを第一の目標とする余り、利用する人たちの立場、意見は、前回の反省が生かされてなく、残念に思うわけでございます。

土曜、日曜が運行されることは改善点と見ますが、帰りのバスは、午後3時にホロルの湯を出発となっていることも、これも改善がされていないのではないかと思います。利用者の中には、10時半過ぎに到着して午後3時に出発となりますと、なかなかゆっくりできないという声が多々あったと記憶しております。

町民の声を大事にするという公約であるように、町長の英断で、この帰りのバスの時間の延長等、検討する考えがありますか、お伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（鯉淵秀雄君） ただいま8番玉川台俊君が出席いたしました。

さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 三村議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

三村議員さんにおきましては、老人福祉事業ということで、五十数名の会員の中で、ボランティア活動もしていただいておりますということに対しましては、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、緊急通信装置の貸与事業につきましては、町単独の事業でございます。実施要綱における対象者は、町に在住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯で、町長が必要と認める者とする規定しており、今現在、その中でやっております。

また、身体障害者等につきましては、県内市町村の事例を調査して研究してまいりたいと思います。

それと、出張で留守になる機会が多い世帯の拡大につきましては、共稼ぎ等により世帯数もかなり多くなってきております。民生委員さんを初めとする地域の方々のご協力をいただき、見回り等をお願いしてまいりたいと考えております。

また、ホロルの湯の運行バスにつきましては、現指定管理者である町開発公社が行うものでございます。平成21年度から平成23年度までの3年間、ふるさと雇用再生特別交付金事業を活用して行うものであり、あくまでも地域求職者等を雇い入れ、安定的な雇用機会を創出する事業であります。

この事業は新規事業であり、かつ民間企業等へ委託して実施しなければならないという縛りがあり、あくまでも雇用をして人を働かせることがメインの事業であります。あわせて、巡回バスを利用して、ホロルの湯の集客向上を図るものでございます。

三村議員のおっしゃるとおり、平成14年開設当時、3カ月ほどバスを運行したが、乗る人が少なく、やめた経緯があると聞いております。その辺につきましては、今後の運行状況を見きわめながら指導してまいりたいと考えております。

また、その運行についての集客数、運行等については、担当課長のほうから説明申し上げます。

今回につきましては、未曾有の大不況の影響で職を失った人のための雇用対策の一環でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） 三村議員さんのご質問にお答えします。

1日10人で月250人見ております。

以上でございます。

12番（三村由利子君） 議長、バス運行等を設定した……

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 三村議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、今回の事業につきましては、ホロルの湯の集客ア

ップも、ふるさと雇用再生特別事業の一環の中で進めるということでございまして、6コース設定しておりますが、私のほうも協議した中で、時間が長過ぎるのではないかという話はしております。間をとって1、3とかというふうにしていけば、もっと時間の短縮はできるのではないかという話をしましたが、運転手をメインで使う事業でございますので、運転手の時間の調整がきかないという状況でございますので、運行してそのままやるということで了解をしたところでございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

12番三村由利子君。

12番（三村由利子君） この緊急通報システム、これは町の単独事業であるという町長の答弁でありましたけれども、それを私は求めているわけではないんです。これを独居老人のみというふうに、もう既に担当課の窓口が、頭がそのようにもう決まっているんです。ですから、そういう特例、非常に本当に設置してあげなければならないようなそういうご家庭に対しても、門前払いをしてしまうと、そういうことが心配していることなんでありまして、とにかく町長のそういう姿勢を窓口まで、職員に浸透させてください。職員は、もう独居老人だけがこのシステムだというふうに頭が固まっていますから、それ以外の方が来たらもう門前払いなんです。どんなに何回も体の不自由なおばあちゃんが行ってもだめだと、三村さん何とかありませんかということで、すぎるような思いで、私に話をしてまいりました。

これは、もともと貸与ですよ。貸与ということは、利用しなくなった人からその機器は戻ってくるわけです。その戻ってきた機器はどういうふうに再利用されているのか、あるいはその頻度、一たん貸し出した緊急通報システムのその装置が役場に戻ってきた頻度、そして、それをどのように再利用しているのか。その辺もお伺いしたいと思います。

この緊急通報システムには、平成20年度の予算は436万円、そして、平成21年度はそれに100万円ほど上乗せをしております。それは高く評価したいと思っておりますけれども、この対象者が、つまり職員の窓口までしっかりと、町長が必要と認めた人というふうなことまで、窓口の職員までは至っていないということが一つのこれはネックでありますので、その辺をしっかりと伝達していただきたいと思っております。

それで、この1台設置するのに、町はどのぐらいの費用を投じているのか、その辺をまたお伺いしたいと思います。

それから、ホロルの湯のバス、これは意外や意外、緊急雇用対策の一つだというふうな答えが出てまいりました。だから、コースの設定とか、利用者のことは考えていないんだと。失業して仕事がない人を一時的に雇ってやる、そういう意味合いの対策だったのかなというふうに、ただいまの答弁では知ることができました。やはりそれがこの運行表に出ているというわけでございます。これまで運行して中止してしまった運行、その時間とコ

ースにはさまざまな問題があったわけです。それで中止したんですから、再開するには、やはりこれまでの反省を生かさなければ、私は何の意味もないと思うんです。

それで、この利用客をふやすということも目的にはあるようですが、このコースの1日1台1地域のみはこのバスの運行で、効果はどの程度上がるというふうにお考えでいらっしゃいますか、その辺もお伺いいたします。

それと、問題はそのコースです。皆さんもその運行表のコースをずっとごらんになって、大変これではと。昼間の運行ですから若い人はほとんど利用しないと思うんです。在宅でいらっしゃるお年寄りがホホルの湯へ行くために利用するバスですから、まず対象者は高齢者と思っていいと思います。その高齢者がこのバスの停留所までに、どの地区からどの程度の距離があるかというその辺も設定して、このコースを決めたのかということが甚だ疑問であります。

例えば、常北幼稚園の入り口でとまります。そして、その次はその何メートルも離れていないエコスの前でまたとまります。その後です、ずっと何キロも走ります。那珂西は下の停留所まで行かなければ次の停留所はないんです。そういうコース、停留所の選び方、これも細かい配慮が行き届いていないのではないかなと思います。

せっかくバスが走っても、走っているよというだけであって、利用者の立場を考えていない。お年寄りがずっと下のほうから、つえを突きながら、そのバスの停留所に来るまでのその想像をしてみてください。とてもこういうコースは設定できないと思います。

先ほど雇用対策だから、失業者のためにバスの運転手を雇ったんだと。だから、そういうコースの設定などは二の次だったというふうに言われれば、なるほどそういうことが、そうだったのかというふうに思いますけれども、わずか100メートルぐらいの位置で2回とまるところと、何キロ先でなければバスが停留所にとまらないというようなそういう設定の仕方、やはりこれはもう一度検討する価値があるかなと思います。

このホホルの湯のバスの運行ですが、行程の中にはやまゆり荘は停車するようにはなっていないかもしれませんが、今回、やまゆり荘とその併用といいますか、それは考えていないのかどうか、その辺もお伺いいたします。

せっかく運行が始まって、それを待ち望んでいた足のないお年寄りもいらっしゃると思いますので、利用者の立場になったバスの運行、もう一度検討いただきたいと思います。

以上、2回目を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） ただいま議員のほうから、緊急システム事業につきまして、窓口で高齢者、あるいは高齢者の世帯だけで、そのほかの者はもう関係ないんだというようなことで、役場のほうからオミットをされてしまうというようなことで、そういうお話がございましたが、この中で65歳以上、ひとり暮らし、高齢者及び高齢者世帯、そして、町長が必要と認める者というようなことでございますので、その町長が必要と認める者とい

う者につきまして、これからの中でよく職員にお話をしておきまして、なるべくそういうものが対応できるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それと、そのほかにつきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長加藤木 賢君。

健康福祉課長（加藤木 賢君） 三村議員さんのご質問にお答をいたします。

引き揚げたものはどのようにしているのかということでありませうけれども、次に申請のあった方にそれを回してあります。

それから、経費の面でありますけれども、新規の器具をつけた場合、設置費込みになりますけれども、1台6万6,000円かかることになります。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 三村議員さんの質問にお答をいたします。

効果はどの程度見ているのかということですが、先ほど申しましたように、月250人で1人頭1,000円程度を考えてあります。

コースの設定につきましては、先ほど申されましたとおり、若干距離の遠いところもありますので、利用状況を考えながら検討してまいりたいと考えてあります。

また、やまゆり荘が入っていないということですが、やまゆり荘につきましては、10人以上いるときには、別なバスが運行しているという状況なものでございませう。

以上でございます。

12番（三村由利子君） 計器の再利用はどのくらいですか、頻度は。年間何台くらい再利用するのか。

議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長加藤木 賢君。

健康福祉課長（加藤木 賢君） 亡くなられた方とか、使わなくなった場合、引き揚げてまいります。それと、家族と同居するなんていうことになった場合、引き揚げてまいります。それを次の申請者の方に設置をするということになります。使えるものは何回も次の方、次の方という形になります。

それと、もうかなり10年近く使っているものにつきましては、交換をするということになります。さらに、年2回メンテナンス、間違いなく通報できるかということも行っております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 12番三村由利子君。

12番（三村由利子君） その緊急通報システム、この前も86歳のおじいちゃんという

ほどではないんですが、気力は元気なんでけれども、下半身が不自由で、庭なども、座敷などもはって歩く方なんですけれども、たまたまそういうシステムがあるということも知られていないし、民生委員の方もその辺まで配慮がまだいっていなかったという事例がありまして、私が民生委員の方に連絡をして、早速民生委員の方が家庭訪問をして、そして、役場に申請を出して、1カ月もたったかたたないかのうちに、もう新しい計器が設置されたという事例があります。

その方は本当に一人で、あと猫と同居しているんですが、大変喜んでおりました。その方は本当に足が不自由で、下半身が不自由なんですけれども、家の中も何とか自分で自炊して食べているというような状況ですが、民生委員の方だけではやはりこのシステムを周知徹底はできていない部分があるなど、そういうことは私も実際にそれを知りました。そういうわけで、この緊急通報システム、万が一高齢者、あるいは独居老人から火災が発生したような場合、あるいは家庭内で倒れていたとか、それから、急病になったとか、そういう場合、それから、今お年寄りをねらった振り込め詐欺ですか、そういうものに対しての転ばぬ先のつえということで、やはりこういう安全な安心なものがあるということで、利用を周知、そして、徹底していただければ、お年寄りが安心して生活できるのではないかなと思います。

先ほども言いましたけれども、息子さんと同居だからだめだよと門前払いなんですけど、息子さんはもう月の半数以上は遠くのほうに出張していて、その間が非常に不安だということでもありますので、そういうケース・バイ・ケースで、設置特例を認めていただけるように、町長にも特段のご配慮をいただきたいと思います。

それから、1基につき6万6,000円の費用ということでございますけれども、これは町の単独事業で、これからも利用者には負担はないんです。ただ、電話の回線を使うから、その回線工事代というものが3,000円だけ本人の負担ということになっているわけなんですけれども、今後も無料でこの事業を推進していただけるのかどうか、町長のお考えもさらにお伺いしたいと思います。

それから、ホロルの湯のバスです。前回の反省点は生かされていなかったということで、まことに残念でございますが、運行している以上は、高齢者が利用したいというような希望が出てきますので、高齢者が利用できるようなコースの設定、その辺もご配慮をいただければと思います。

このバスは、運転手さんだけですか、中に乗務員はいますか、その辺もまだ伺っておりませんでしたし、それから、今回は有料ですか、それとも無料でこのバスは利用できるのか、その辺も3度目ですけれども、お伺いいたします。

万が一バスの中でお年寄りが向き分が悪くなったとか、何か異変が起きたときに、どのような対策を講じた上での運行開始なのか、その辺もお伺いして、3回目を終わります。よろしくお伺いいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） ただいま三村議員さんのほうから、86歳のそういう老人の方が、今までなくてつけてもらったということで、大変喜んでおるといってお話を聞きました。町内に住んでおられるそういうひとり暮らし、あるいは老人の方たちに、安全・安心な生活ができるように、私も一生懸命になって勉強し、また、職員にもその旨をよくお話ししながら、これからの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それと、バスの運行の利用につきましては、これから始まるわけでございますが、いろいろ研究して、その都度、だめであればまた運行等につきましては、計画し直しをしてまいりたいと思っております。

その他のことにつきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 三村議員さんの質問にお答えします。

運転手のみなのかというご指摘でございますが、今のところ運転手のみでございます。それと、有料か無料かということでございますが、無料でございます。

以上です。

12番（三村由利子君） ありがとうございます。終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、12番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、3番寺門博志君の発言を許可いたします。

3番寺門博志君。

〔3番寺門博志君登壇〕

3番（寺門博志君） それでは、通告によるところの一般質問に入ります。

1、少子化対策について。

まず1つ目、当町の現在の対策等は、住民に有効活用されているのかお伺いいたします。

少子化が進む中、当町におきましても、さまざまな対策がとられてきていますが、その内容や利用方法などがわかりづらいとの声が聞かれますが、その内容はどのようなものがあるのか。また、現在の利用状況や対象者に対するお知らせの方法をどのようにしているのか、お伺いいたします。

2つ目に、今後の対策としてどのような考えがあるか、お伺いいたします。

少子高齢化が進み、少ない子どもも、高齢者も手厚い福祉支援の対象にしなければなりません。少子化に対する施策が少ないのではないかと、もっと充実するべきではないかと思っております。少子化の要因の一つに、子育てに対する経済的負担があり、中でも教育費や保育費が挙げられています。

そこで、少子化対策の観点から、今後町長はどのような対策をお考えか、お伺いいたし

ます。

大きな2番目の地域活性化について。

1つ目、商工業者に対する支援策等についてお伺いいたします。

現在、当町商工業者におかれる状況は、都市と地方の格差、さらには、地方の中での中心と周辺部との格差、また、少子高齢化による過疎化の進行や地域商工業者の次代を担う後継者不足による地域の弱体化が進み、地域コミュニティ機能の低下を招いている。町商工行政の役割、使命として、地域を支える小規模企業に対する地域密着型経営支援サービスの強化、また、地域資源活用や農業、商工業の枠を超えた新たな産業連携の創造発掘と支援、疲弊した地域経済の立て直しの施策の実施、さらに、地域振興活性化実現のための地元商工業者の積極的な登用などが考えられますが、町長は、町商工業者に対する支援、また、対策等を考えているのか、お伺いいたします。

2つ目、商店街の活性化についてお伺いいたします。

かつての商店街は、地域住民が集い、会話を楽しみ、活発にコミュニケーションする場であった。子どもは大人の社会を学び、お年寄りには大事にされました。地域の祭りや伝統行事、防災・安全対策の拠点となるほど、商店街の地域コミュニティの中核でありました。商店街は衰退してしまい、町が寂しくなった、行き場所がなくなったと嘆く人は多くなりました。

当町の商店街におかれる状況は、郊外型開発による大規模商業集積施設の乱立による地域商店街の著しい衰退や、商店街活動に積極的に取り組む人材不足などの多くの問題点があります。その中で、町長は、商店街に対し、どのような支援策を考えているのか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わりにします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 寺門議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

少子化対策につきましては、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進めるための施策であります。有効に活用されていることと、私は思っております。

主な事業であります。次世代育成事業におきましては、出生祝い金として3人目以降の乳児に対し10万円、子育て支援金として3人目以降の乳幼児が3歳と6歳に達したときに、おのおの10万円を支給しております。

また、昨年に引き続き、子育て応援特別手当事業を実施いたします。この事業につきましては、1人当たり3万6,000円を、平成21年度において小学校就学前3年間に属する子で、今年度は第1子から該当となります。

それから、幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減第3子以降の保育料の無料化等、そう

いう点につきましても、これから財政状況を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

地域活性化について、当町の商工業者に対する支援対策等についての町長の考えはということでございますが、地域活性化についてのご質問でございますが、町の商工業者を取り巻く情勢は、長引く景気の低迷や近隣市町への大型店の出店の伴い、既存の地元商店街への客足が年々減少の傾向にあります。そのため、商工会との連携のもとに、商工業経営者に対する各種の経営指導や人材育成の機会を充実することにより、意識の啓発や経営の近代化、サービスの向上を促進するとともに、各種融資制度の利用促進による経営の支援を図ってまいりたいと考えております。

今年度は、商工会補助に600万円、自治金融公庫利子補給に300万円、地域総合活性化事業費に10万円の補助を行っておるところでございます。

また、本年11月から平成23年3月まで、10万円以上の住宅改修工事を行う場合に、経費の一部を助成する住宅リフォーム資金事業等を、地域活性化・経済危機臨時交付金を活用して実施する予定であります。

また、商店街の活性化に対してどのような支援対策を考えているのかというようなご質問だったと思いますが、商店街の振興につきましては、行政が主体で行うのではなく、商工会が中心となり、経営者と連携し、意識改革を進めるとともに、商店街組織の育成強化に取り組み、各地域から商店街に人が集まる方策や既存商店街の活性化策を考え、それをもとにして、町が側面より支援していくことが望ましいと考えております。

地域商店街活性化法が本年8月1日から施行されたところでありますが、本年度は商工会において事業実施計画をしております中小商業活力向上事業、商店街の空き店舗対策のエコ・チャレンジ・ショップ実施事業という取り組みも支援していきたいなと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 3番寺門博志君。

3番（寺門博志君） それでは、2回目の質問をいたします。

1つ目の少子化対策についてですが、利用状況は、利用していただいているとのお答えがありましたので、特に質問はございません。

ただ、その対象者に対するお知らせの方法などをちょっとお聞きしたいんですが、昨日インターネットのほうで、町のホームページのほうを検索してみたんですが、検索しづらい面が多々見受けられました。それで、これからの対策として、ホームページの欄に少子化対策という枠を設けていただき、簡単に開けるような状況にしてもらいたいと思いますが、そのお考えはあるか、お伺いいたします。

続いて、（2）の今後の対策をどのように考えているかのことですが、第3子の保育料無料化を考えていただけるとのことなので、安心をいたしました。

近隣市町村でも、10年前から第3子以降の保育料無料化等が行われております。本町も

同様な対策を行っていますが、現行の行っている制度の見直し等は考えているのか、また一つお伺いいたします。

続いて、地域活性化についてですが、先ほどリフォーム等の事業で、経済危機対策の交付金が使われると申しておりましたが、そのほかにもさまざまな事業が補正予算の中で出てきていると思います。地域活性化にどのように活用されているのか、また、本町の商工業者の支援策にどのようにかかわってくるのか、お伺いいたします。

地域活性化についての商店街についてですが、エコ・チャレンジ・ショップの事業を推進していくということなので、それはぜひ本町挙げての支援を積極的に考えていただきたいと思います。

2回目は以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） ホームページに載っているのがわかりづらいという声があるというようなことでございますので、このホームページに載せることにつきましては、もっとわかりやすく、だれでもすぐにわかりやすい、そういうことでやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

また、子育て支援事業等につきましては、詳しくは担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それから、地域活性化という中で、町民の消費促進及び町内商工業の振興を目的として、町民が町内の商工業者によって、10万円以上の住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部を助成する住宅リフォーム資金助成事業を実施する予定でございます。助成金については、10万円を上限に工事経費の10%、実施期間は本年11月から平成23年3月までを予定しております。

また、本事業の平成21年度財源としては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用してまいりたいと思っておりますが、そのほかの点につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長加藤木 賢君。

健康福祉課長（加藤木 賢君） 3番寺門議員さんのご質問にお答えをいたします。

少子高齢化対策でどのような対策をやっているかということでもありますけれども、城里町の少子化対策事業であります。安心して産み育てることができるために、母子保健関係につきましては、妊産婦健康診査が14回まで公費負担で受けることができます。これにつきましては、新生児出生前から母親・両親学級、妊産婦の健診等、乳児健診から発達段階に応じた健診をしております。

それから、次世代育成支援対策関係でありますけれども、新生児出生家庭への全戸訪問事業、それから、育児支援家庭訪問事業、母親教室、離乳食教室、思春期保健事業等を実施しております。

地域子育て支援事業につきましては、広場型、それからセンター型、2種類の事業を実施しております。

それから、放課後児童クラブ事業でありますけれども、小学校につきましては、石塚の開放学級、小松小児童クラブ、七会東小児童クラブ、坏小児童クラブ、岩船小児童クラブで実施をしております。この学校につきましては、今後統廃合の関係もあります。それが決まり次第、もっと進めていきたいと思っております。

それと、民設民営関係では、みどり保育園の元気っ子クラブ、常北保育園のチャイルド館等で子育てに力を入れてございます。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 経済危機対策交付金の活用方法というようなことでございますけれども、これらの事業につきましては、ご質問の商工業者への支援ばかりではなくて、町の地域経済の一刻も早い回復に向けまして、地域の課題等を取り入れ、これらの経済対策の危機交付金につきましては、教育、農業、環境とか、医療の分野に幅広く予算配分をいたしまして、本町の活性化を考えているところでございます。

ちなみに申しますと、1つでは、地球温暖化対策といたしまして、公用車の買いかえとか、少子高齢化で医療施設の改築と、または住宅の公園内の遊具の整備とか、あとは安全・安心実現のために、農地等への改良事業、また町道改良、石綿管の改修とか、庁舎の耐震診断とか、幅広い分野に充当いたしまして、活用を計画しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 幼稚園・保育園児保護者費用軽減、第3子以降の保育料の無料化を実現できないかという件でございますが、第3子の件につきましては、他市町村の状況を調査して、財政状況を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（鯉淵秀雄君） 3番寺門博志君。

3番（寺門博志君） それでは、3回目、少子化対策についてですが、少子化対策については、今回請願にも出されていますように、若い世代の切実な思いがありますので、よりよい対策、また支援を考えていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、地域活性化についてですが、先ほどの経済危機対策臨時交付金につきましては、商工業者だけではないという答弁がありました。町業者がかかわれるものに関しては、なるべく町の業者の活用をしていただきたいと思います。

地域が疲弊しますと、住民減少となり、そうすると、地場の商工業者が伸び悩み、結果として地域経済も衰退する。これ以上の地域経済の衰退は、本町そのものの存在にも大きくかかわってくると思います。地域振興を進め、良好な地域コミュニティを構築すれば、

地域経済に優秀な人材が集まり、経済活動が活発化すると考えますので、商店街の活性化に対し、なお一層の支援策を考えていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、3番寺門博志君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、5番桐原健一君の発言を許可いたします。

5番桐原健一君。

〔5番桐原健一君登壇〕

5番（桐原健一君） 5番桐原です。

通告順に従って、質問させていただきます。

初めに、女性特有のがん検診推進事業について伺います。

国の平成21年度補正予算に女性特有のがん対策の一環として、乳がんと子宮がんの検診無料クーポン券付がん検診手帳の配付が盛り込まれ、期待が高まっております。がんは1981年から我が国の死因の第1位で、1年間に新たにがんになる人は50万人以上とされており、こうした現状を踏まえつつ、我が国をがん対策先進国にするため、党を挙げて取り組んでいるのが公明党であります。

がん検診について、基本計画では、5年以内に乳がんなどの検診受診率を50%以上に引き上げる目標を掲げました。しかし、女性特有の乳がんや子宮がん検診の受診率は20%程度で、アメリカやイギリスの70から80%台と比べると、大きく立ちおけております。乳がん、子宮がん両方とも早期に発見すれば完治の可能性は高く、子宮頸がんでは、子宮を残す局所治療法では妊娠、出産が可能であります。そのための取り組みをしておるところであります。

本町において、乳がん、子宮頸がんの受診率は何%なのか、お伺いします。

また、一定年齢の女性を対象にした乳がんと子宮頸がんの無料検診クーポン券と健康手帳は配付されているのか、伺います。

次に、不妊治療の助成についてお伺いします。

夫婦の10組に1組が不妊であるといわれていますが、健全な生活を送っている夫婦で2年たっても子どもができない状態を一般的に不妊症というそうです。通常は1年以内に70から80%、2年以内に80から90%の夫婦が妊娠するといわれているので、残りの10%の夫婦が不妊症ということになります。

次世代育成支援の一環として、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的としております。病院によって治療費が異なるそうですが、体外受精は1回当たり35万円、顕微授精は1回当たり42万円ぐらいかかるそうです。

茨城県は、平成16年度から特定不妊治療助成制度を行っております。1回の不妊治療助成に10万円だったものが、今回の新経済対策で、公明党は15万円に拡充しました。本町に

において、不妊治療の助成制度はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、バイオマスタウンについてお伺いします。

バイオマスタウンとは、地域に偏在しているバイオマス資源を効率的に活用するため、市町村のほか農林水産省、食品産業なども含めた地域全体で、総合的な活用計画を策定し、取り組む地域を指します。

バイオマス資源を発電やバイオエタノール、バイオディーゼル燃料、バイオプラスチック、堆肥、飼料などに変換することで、地域のエネルギー需要を補うだけではなく、新たな産業や雇用の創出にもつながると期待されております。

地域資源を有効活用するバイオマスタウンの構想を自治体や業者も含めた地域全体で策定し、内閣府や総務省、農林水産省など1府6省で構成するバイオマス日本総合戦略推進会議に提出し、ここで内閣各省の検討、調整が行われて、当該地域がバイオマスタウンに取り組むことが正式に発表されると、施設整備を進めるための地域バイオマス利活用交付金などの手厚い支援が受けられる仕組みとなっております。

本町において、バイオマスタウン構想に取り組む考えはあるか、お伺いします。

最後に、高齢者宅用火災警報器についてお伺いします。

住宅火災で高齢者や体が不自由な人が逃げおくれで死亡するというケースが相次いでおります。2004年6月の消防法改正を受けて、2006年6月から、新築の住宅すべてに火災警報器の設置が義務づけられております。

お年寄りや障害者などが火災から逃げおくれないように、住宅用火災警報器設置の助成を行い、さらに警報機設置の促進を図るべきと思います。

本町において、高齢者宅の住宅用火災警報器設置はどのようになっているのか、お聞きします。

また、70歳以上のひとり暮らし、また、高齢者だけの世帯は何件ぐらいあるのでしょうか。

最後に、ひとり暮らしの高齢者宅や高齢者宅の世帯に住宅用火災警報器を設置した場合、町の負担はどのくらいになるのか、お伺いしまして、1回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 桐原議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

女性特有のがん検診推進事業であります。国のがん対策推進基本計画、これは平成19年6月の閣議決定におきまして、がんの早期発見の重要性の観点から、がん検診の受診率を5年以内に50%にすることが目標とされているところでございます。

城里町におきましては、それぞれの受診率は、乳がん検診が16.7%、子宮頸がん検診が18.1%という状況でございます。県平均を見ても、乳がん検診7.5%、子宮頸がん検診14.2%でございます。無料検診クーポン券と検診手帳の配付でございますが、本定例議会

に補正予算案を上程し、議決をいただいた暁には、該当者に配付いたしまして、受診率の向上とがんの早期発見に努めてまいりたいと考えております。

不妊治療の助成についてでございますが、城里町にはこの制度はございません。茨城県が平成16年度から国庫補助事業として実施しております。県事業ではございますが、平成20年度は本町から6件の申請があったと聞き及んでおります。

また、県内においては、9つの市町村が不妊治療助成事業を実施しているところでございます。

バイオスタウン構想に取り組む考えはあるのかというようなご質問かと思っておりますが、バイオスタウン構想は、将来に向けた環境問題やエネルギーにおける抜本的、先進的な取り組みとして、国を挙げて推進されているものであります。

本町においては、家庭用廃油リサイクルの取り組みや森林湖沼環境税による間伐の実施、環境にやさしいエコカーの導入など、CO₂の削減に微力ながら取り組んでいるところであります。

バイオスタウン構想につきましては、現在、エコ運動や環境問題、エコ農業に取り組まれている方がおられますが、先進市町村を初めとする地域の動向を調査しながら、環境問題や循環型社会を考え、検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者住宅用火災警報器につきましては、本町ではどのようになっているのかということでございますが、住宅用火災警報器の設置につきましては、住宅火災で亡くなった方のうち、約6割は逃げおくれが原因であるとの国の統計から、住宅火災による死者数を減少させるため、消防法の一部改正が行われ、平成18年6月、新築の住宅から、高齢者はもとよりすべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられております。城里町におきましても、新築住宅については、平成18年6月1日から設置義務が生じておりますし、既存住宅についても、平成23年6月1日から設置義務が生じることになります。

また、高齢者宅用の火災警報器につきましては、70歳以上のひとり暮らしの高齢者の世帯、または高齢者だけの世帯は何件かとのご質問もございましたが、70歳以上のひとり暮らしの高齢者についてのデータは、現時点では持ち合わせはありませんが、平成17年の国勢調査において、65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯は970世帯となっております。また、高齢者だけの世帯は796世帯となっており、合わせて1,766戸でございます。

ひとり暮らしの高齢者世帯及び高齢者だけの世帯に住宅用火災警報器を設置した場合の町の負担についてでございますが、火災警報器の種類は3種類あり、金額も3,000円程度から1万円以上する高価なものまであります。また、新築の場合ですと、電源を家庭用電源から配線により取りつけることが一般的でございますが、既存住宅については、後づけのため、電池式のものが多いようであります。

今回の高齢者宅の火災警報器の設置につきましては、ご質問の趣旨から見て、既存住宅への後づけと理解して計算しましたところ、一般的には1世帯当たり平均3個設置するこ

とした場合には、3,532万円程度かかるものと見込んでおります。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 5番桐原健一君。

5番（桐原健一君） 女性特有のがん検診推進事業について、子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、乳がん検診は、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳と、一定年齢の女性を対象としておりますが、本町において、対象者は何人ぐらいいますか、お伺いしたいと思います。

2番目の不妊治療の助成についてでございますが、夫婦生活の中で子どもができないという大変な方が何件かあるわけでありまして。城里町在住の方が平成16年には3件、平成17年には1件、先ほど町長の答弁で、平成20年度は6件申請にあったそうでありまして、水戸保健所まで行ってこれは申請しなければならないということでありまして。次世代育成支援の一環として、本町においてもこの不妊治療の助成制度を取り入れるべきと思うが、もう一度お答えをお願いいたします。

バイオマスタウン構想について、隣町である栃木県茂木町では、家畜排せつ物と一般家庭、事業所から排出される生ごみ、枯れ葉、もみ殻などを発酵させることで堆肥などを生産し、町内の農家に販売しているそうでありまして。県内でもバイオマス構想を実施している自治体ではあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

高齢者宅用火災警報器についてであります。先日、桂地区粟においても、ひとり暮らしの住宅で火事がありました。先ほどは平成17年のデータをもとに、65歳以上の高齢者について説明がありました。75歳の高齢者となるともっと少なくなると思います。火災についても早期発見が大事であり、高齢者とその家庭が安心して生活を送れる社会をつくるという意味からも大事な事業だと思っておりますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 子宮頸がん検診につきましては、20歳から40歳までの5年ごとの対象者631人に、また、乳がん検診につきましては、40歳から60歳までの5年ごとの対象者812人にがん検診無料クーポン券と検診手帳を配付する予定でございます。

また、不妊治療の助成制度につきましては、財政状況を勘案しながら、少子化対策として前向きに検討してまいりたいなと思っておりますのでございます。

あと、バイオマスタウン構想で、現在本県におきましては、バイオマスタウン構想を設置しているのは、牛久市、常陸大宮市の2市でございます。今年度は、土浦市が予定しておるようでございます。

高齢者宅、障害者宅への火災警報器の設置助成につきましては、県内数市町村において実施しておりますが、既存の住宅への火災警報器の設置義務が、平成23年6月1日からありますので、今後補助の是非を含めて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 5番桐原健一君。

5番（桐原健一君） 女性特有のがん検診については、がんの早期発見に努めるよう、検診受診率50%を目標に取り組んでいただきたいと思います。

不妊治療の助成についてであります。少子化対策の一環として前向きに検討することなので、よろしくお願ひしたいと思います。

バイオスタウン構想については、牛久市、常陸大宮市でもやっているということなので、よく検討していただきたいと思います。

高齢者宅への火災警報器についても、平成23年度から検討することなので、よろしくお願ひして、質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、5番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後は、4番阿久津則男君の質問から入ります。

午前 11時52分休憩

午後 1時15分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番阿久津則男君の一般質問から入ります。

なお、2番関誠一郎君、7番小林祥宏君が中座しております。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

次に、通告第5号、4番阿久津則男君の発言を許可いたします。

4番阿久津則男君。

〔4番阿久津則男君登壇〕

4番（阿久津則男君） 4番阿久津則男でございます。

ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、城里町パブリックコメントについてでございますが、この制度は、町が政策に関する計画や条例を作成するときに内容を町民に公表し、それらに対する意見などを募集し、寄せられた意見などに対する町の考え方も公表していく手続をいいますが、そこでお伺ひいたします。

1つ目、平成20年4月にこの制度が施行されたわけでございますが、現在までの状況はどのようになっているのかをお伺ひいたします。

2つ目、今後計画案の作成にはどのようなものが考えられるのかをお伺ひいたします。

次に、陸上自衛隊七会訓練施設についてでございますが、1つ、訓練に使用している火薬の量は、1回に最大どのくらい使用するのかをお伺ひいたします。

また、1日の量はどのくらいか、把握しているのかをお伺ひいたします。

2つ目、訓練中に突発的な事故などが発生した場合に、町に対しての連絡網はどのようになっているのかをお伺いいたします。

3つ目、七会訓練施設のある県道笠間緒川線の塩子から相川までの拡幅工事計画はあるのかどうかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりにします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 阿久津議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

パブリックコメントは、町が重要な政策などを決める際に、その政策に関する計画の案がまとまった段階で、内容等を町民に公表し、町民から寄せられた意見を考慮した上で、計画等を最終決定していく手続であります。

町では、平成20年4月に、パブリックコメント制度を導入し、現在までに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の意見募集を行い、募集した結果を踏まえて計画の最終決定をし、その計画を公表したところでございます。

また、本町は、来年2月に合併して5年目を迎えることから、これまで策定してきました計画の見直しや新たな行政課題に対応すべく計画の策定が必須となります。

今後町が計画を策定し、パブリックコメントを予定しているものとしては、健全な食生活を実践するための食育推進計画、少子化対策や子育て支援のための次世代育成支援行動計画、ごみ処理対策の指針となる一般廃棄物処理基本計画、行政改革推進のための指針となる集中改革プラン、町の最上位計画であり、総合的な町政運営の指標としての第1次城里町総合計画後期計画等がございます。

町としましても、町民の行政参加の機会を確保し、公平かつ公正で透明性の高い町政実現のために、パブリックコメント制度を活用してまいりたいと考えております。

次に、陸上自衛隊施設学校の訓練場の設置、使用については、昭和62年2月14日付で、当時の防衛省東京防衛施設局長、陸上自衛隊施設学校長、七会村長、茨城県を立会人として協定を締結し、現在に至っております。

この協定書によりますと、使用する火薬の種類及び使用量については、1ポンド（約453.6グラム）、TNT火薬を基本とし、1回に使用する火薬の量は3キログラムから4キログラムを目安として、おおむね最大7キログラムとすることとなっております。

また、1日の最大使用回数は7回を目安とすると規定しているところから、1回の最大使用量は7キログラムとなりますし、1日の最大火薬使用量は49キログラムであります。

自衛隊による訓練中における突発的な事故が発生したときの町に対する連絡体制については、協定書第7条により、「住民の生命、財産、身体等に危害を及ぼしたときに通知する」と規定されておりますが、昨年8月29日の事故の報告がおくれたことについては、事の重大性から、平成20年9月1日付で、陸上自衛隊勝田施設学校長あて、事故等における

連絡について、早急なる通報、連絡を要望し、同年9月10日付で、陸上自衛隊勝田施設学校より広報担当官2名が来庁し、連絡体制の徹底についての回答文書をいただいたところであります。

これにより、住民の生命、財産に直接関係ないと認められるような事故等、災害等にも、町へ速やかに連絡、通報を行うことといたしたところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

笠間緒川線の塩子から相川までの計画でございますが、主要地方道笠間緒川線につきましては、現在、七会支所付近から町道徳蔵倉見線との交差点までの区間を優先して整備が進められております。ご質問の塩子から相川の区間につきましては、現在のところ、整備計画の策定には至っていない状況でございますが、当該区間についても、町内における本路線の整備、進捗状況等を勘案しながら、県に対して整備要望を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 4番阿久津則男君。

4番（阿久津則男君） パブリックコメントについてであります。この制度は、まだまだ町民の方がほとんどわかっていない状態だと思います。ただいま町長が言いましたように、公平かつ公正ということで透明性を高めると。そして、町民との協働のまちづくりを目指すという点からいえば、この間、常北中学校の建設に関しての説明がございましたが、あれなんかは、ぜひともパブリックコメントに出してほしかったなと、私個人的には思っております。そういうことによって、パブリックコメントもPRできますし、また、中学生、あるいはPTA、あるいは学校の先生、一般住民の方々から、その中学校の建設、図面なども説明がありましたけれども、そういったのにも意見が寄せられたのかなと、ちょっと残念に思っているところでございます。

また、今年2月に1件、ただいま町長のほうからお話ありましたように、城里町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画というのが、1カ月募集して住民からのコメントの募集がなかったというように聞いております。

こういうふうに、名目が役所言葉といいますか、「城里町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画」と。そして、その関係資料もホームページで私見たんですが、85ページくらいあるんです。ですから、それを印刷して、読んで、それに対して意見を述べるなんていう人は恐らくいないと思うんです。

これに関しましては、水戸市でさえ、27万人くらいの人口がおりまして、それで、やはりコメントを出しても、本当に3人から7人くらいしか戻ってこない状態です。ですから、これはほとんどの市町村がこういった役所言葉といいますか、タイトルになっていますので、なかなか戻ってこないというのもあると思います。

それで、ある市では、城里町と同じタイトルなんです。高年齢者福祉計画及び介護保

険事業計画」というタイトルを使わないで、「はつらつ長寿プラン」というのをタイトルに出して募集したところ、やはりそういったタイトルであれば、住民の方にも目にとまるといえますが、見てくれるということで、コメントの募集があったというのを聞いております。あるいは、道の駅計画とか、あるいはこれは笠間市ですけども、友部駅建設計画というようなものを載せて、そういったタイトルなら住民も興味を持ってくれる。

それで、城里町では、平成21年度は5つタイトルを考えていると。食育推進計画、あるいは次世代育成支援行動計画、あるいは一般廃棄物処理基本計画、あるいは集中改革プラン、そして、第1次城里町総合計画後期計画と。これはやっていただきたいのはやまやまなんですけど、こういったタイトルで出したのでは、ほとんどがごちそうさまになってしまうと思うんです。

ですから、この第1次城里町総合計画後期計画、これは企画財政課だと思うんですけど、こういったタイトルの後に、括弧書きでもいいですから、載せる場合には、午前中も質問がありましたけれども、3つのキャンプ場に関してのご意見とか、あるいはこれから小学校統合で、5つの小学校が廃校になるわけですから、そういった廃校の跡地利用に対してのご意見とか、そのほかもろもろ農地の荒廃地とかありますけれども、そういったのを括弧書きに入れていただければ、町民の方も興味を持っていただけるのかなと。それに対してのご意見をくれるのかなと思うわけでございます。

ですから、せっかくできたパブリックコメントですから、ただ形式的に難しい字を並べて、関係資料を30枚、50枚並べても、私は返ってこないと思うんです。これはどこの市町村でも頭を痛めているというのは、私聞きました。現在、城里町でも1年半たって1件しか出ていないと。執行部のほうでも出しづらいのかもしれませんが、せっかくのパブリックコメントができたわけですから、ぜひともPRしていただきたい。城里町には茨城新聞の「県民の声」という欄に、結構投稿する人がおります。ですから、そういう人もこういったものがあるとなれば、町のほうにコメントをいただけるのかなと思っているわけでございます。

そこで、先ほど言いましたように、総合計画後期計画の中にそういったものを入れてもらえるかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

次に、陸上自衛隊七会訓練施設でございますが、火薬を使用して爆破訓練をしているわけですが、先ほどいろいろな火薬の種類とか、答弁がございましたが、塩子に私も住んでいますから、いろいろな騒音があります。もちろん3キロから5キロとかいろいろありました。それによっても違うんだと思いますが、あるいは、晴れた日には意外と軽く感じるんですが、雨が降った日、あるいは曇った日などはかなり振動がずーんときます。そういったのも経験していますので、いろいろな商売をやっている人もおります。鶏を飼っている人からいろいろありますが、そういった騒音を含め町のほうに苦情が来ていれば、恐らく来ていると思うんですけど、その苦情の内容と、それに対する対応、どういう対応をし

たかどうかをお伺いしたいと思います。

2つ目は、協定で、住民に危害を与える場合には、町のほうに連絡するという事になっているようですが、先ほど町長も申しましたように、1年前の8月29日、自衛隊施設で事件と申しますか、事故が起きたと。これは結論から言えば、火薬をなめたという結論だったんですが、あのときには、私も塩子に住んでいますから、県道水戸茂木線、これを救急車が10台以上ピストン輸送で七会の自衛隊の施設を往復して、隊員を運んだというのが実態なんですけど、これについて、やはり私どもにもいろいろな電話がございました。どうなっているんだと。私も笠間署に電話をいたし、聞いたところ、ただいま調査中ということです、一切教えていただけなかった。そういうこともあったものですから、結論から言えば火薬をなめたという原因はわかっていたわけです。でも、調査中ということで、わからなかったんですが、ですから、そのとき何時間かは地元の住民には不安を与えたわけです。

その協定書の内容を見ますと、住民に危害を加える場合は連絡するという事ですけども、住民に危害は加えていないけれども、不安は与えているわけです。ですから、そういったものは、きつく言ったように答弁がございましたが、もちろん笠間署には当然連絡するんでしょうけれども、役場にも、やはり食中毒でも何でも結構ですから、原因は言ってくれないと、地元の住民は一晩不安を抱えるわけですから。あのときは爆破で隊員がけがをしたのかとか、山が崩れたのか、あるいは特別なガスが発生したのかと、そういううわさが立ってしまいまして、本当に不安な一晩を過ごしたと。結論から言えば、次の日の新聞、あるいはテレビの報道でとんでもない事件だったということでございます。ですから、きつく防衛省のほうに言ったというのであれば、それはそれで結構でございます。

次に、県道笠間緒川線についてでございますが、拡幅工事の計画はないということで、ただ要望はしているというような説明でした。しかし、御前山のダムが近く完成すると思うんですが、当然笠間緒川線、塩子から大宮方面、あるいは大宮から塩子方面に抜ける車の量というのは、自然現象でも当然ふえると思うんです。今はカーナビなどがありまして、笠間緒川線というのは、聞くところによると、1級県道ということで、カーナビには必ず出てきております。あそこの道は、塩子から相川まで約3.5キロありますが、そのちょうど中間の1.7キロ入ったところに自衛隊の施設がある。そこまでの幅をちょっとはかってみたら、アスファルトの部分で2.5メートルくらいしかない。そこを自衛隊のトラックが7台、8台通るわけです。きのうも通りました。

そういうことで、当然爆破訓練ですから、火薬は積んでいるんだと思うんです。これから他町村の車があそこをダムができた関係で利用するといった場合に、本当にあの2.5メートルくらいの道路で自衛隊のトラックが通って、鉢合わせと申しますか、そうなったときには、本当にこれから何が起きるかわからないので、あの道路の拡張と申しますか、新しく道路を直していただきたいというのは、塩子の住民にかかわらずだれもが希望してい

るところでございますので、要望しているというのでそれはいいんですが、その要望のときに、防衛省施設周辺対策事業という交付金があります。その道路をつくる際に防衛施設周辺対策事業というものを利用できないものか、そこをお伺いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わりにします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 先ほどパブリックコメントについてのお話の中で、わかりづらいというようなご質問等がございました。住民にわかってもらわなければ何にもならないと私も思っておりますので、今後パブリックコメントを実施するときには、対象となる案件の計画や案はもちろん、その内容をわかりやすく解説した概要などの資料を事前に広報やホームページなどで公表して、そして、住民のご意見等を広く生かしてもらえような方法でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

そして、住民の行政への参加の機会を確保したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、8月29日の事故の報告が、確かに住民の皆様方におくれたということに対しまして、私もその当時、家におりましたので、何事が起きたんだろうというようなことで、本当に心配をしたわけでございます。そういう件につきましては、これからの中で、とにかく早く住民の皆様方にお知らせできるような方法でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それから、現場に近いところには、確かに鶏を飼っている畜産関係の方、それから、仏国寺というお寺もございます。そういう中で、被害が出ているとの苦情も寄せられておまして、施設学校への対応をお願いしてきました。施設学校としては、当事者側で因果関係を調査して、明確になれば回答するとのことであり、爆破訓練との因果関係につきましては、本年度国予算におきまして、被害調査の実測を10月ごろに行う予定でありまして、これから調査を進めることになっております。

あと、笠間緒川線につきましては、担当課長のほうから説明申し上げます。

防衛省関連の補助事業を活用して、優先的に塩子・相川区間を整備する方法も考えられますが、防衛省関連の補助事業は、一般県道が対象でございますので、主要地方道である笠間緒川線にはなじまないのので、ご理解をお願い申し上げます。

しかしながら、これからの中で、先ほども議員のほうからお話がありましたように、自衛隊の車が通る中で、火薬も積んでいるというようなことで、狭い道でございますので、私も土木関係に行きまして、いろいろ説明しながら、拡張工事などできるように要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 4番阿久津則男君。

4番（阿久津則男君） パブリックコメントについてでございますが、わかりやすくタイトルをつけていただけるというようなことで、多少安心いたしました。

ただ、ほかの市町村みたいに形式的にやるだけではやはり意味がないと思うんです。先ほど言いましたけれども、水戸市でも27万人いても3人、5人の返事しかないということであれば、城里町は2万2,000人ですから、本当にいつやってもゼロになってしまいますので、こんな型にはまったやり方ではそうになってしまうと思いますので、わかりやすい言葉でタイトルをつけていただきたいと願うばかりでございます。

また、七会訓練施設についてでございますが、苦情が来ていると。それに関しては、当事者というのは防衛省とその被害があった、例えばお寺とか、鶏を飼っている人との話し合いと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

それと、その際にそれは先ほど申しましたように、そういった被害とかそういうのは、防衛施設周辺対策事業というのをを使ってやっていくことなのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

あとは、やはり突発的に事故が発生した場合ですが、先ほども言いましたように、住民に不安を与えるようなことは、救急車が1台、2台なら普通ですけれども、10台以上になりますと、当然異状ですから、そういった場合には、やはり連絡してほしいと強く要望したいと思います。

また、この狭い笠間緒川線でございますが、ただいまの説明ですと、ちょっと理解できないところがございます、一般県道であれば防衛施設のその周辺対策事業を使えるけれども、主要道路の県道では使えないというのが、ちょっと私にもわからないところがあるんですが、そういった決まりがあるのではしょうがないんですけれども、ただ、現地を見て、今申しましたように、自衛隊七会施設があるというのはもう間違いないんですから、トラックも通る、火薬も積んでいるということで、危険きわまりない道路ですので、ぜひとも、どういうお金を使ってでも結構なんです、それで、もし道路をつくる場合は、この防衛施設周辺対策事業以外のお金というのは見当たらないものなんでしょうか。ただ要望要望ではいつになってもできないと思うんで、私はこの防衛省施設の周辺対策事業、このお金が一番いいと思うんです。その一般県道なら使える、主要道路では使えないというのがちょっとわからないので、その辺を交渉していただきたいなと。これは要望でございますが、お願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 訓練場に近いところでの振動によるそういう苦情が出ているということで、当事者というのはどうなんだということでございますが、当事者は被害者と防衛省と町が入った中で、そういう調査をして、その被害調査の実測を10月ごろに行う予定というようなことでございますので、これからその調査を進めることにしていきたいと思っております。

道路建設につきましては、都市建設課長のほうから説明させます。

議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

都市建設課長（栗林俊一君） 議員お尋ねの県道笠間緒川線の防衛省関係予算の適用でございますが、先ほど町長がお話ししたとおり、この県道笠間緒川線は主要地方道に位置づけられております。主要地方道というのは、通常一般県道よりもランク的に上でございまして、広域的な市町村にまたがる県道が通常主要地方道に設定されております。そういった関係上から、大ざっぱに言いまして、主要地方道については国交省関係の予算の補助が大多数当たるようなことございまして、そういった観点から、防衛省予算については一般県道、ランク化してといたしますか、比較的短い県道については使われることがございますが、主要地方道については国交省関係の補助予算を適用されるのが一般的ということなので、ご理解いただきたいと思っております。

そういった関係もございまして、この主要地方道笠間緒川線につきましては、整備する際には、そういった国交省関係の予算を活用した整備を考えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、4番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 1時50分休憩

午後 2時20分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、2番関 誠一郎君、7番小林祥宏君が出席いたしました。

次に、通告第6号、8番玉川台俊君の発言を許可いたします。

8番玉川台俊君。

〔8番玉川台俊君登壇〕

8番（玉川台俊君） 議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。

まず、大きな大問として、保健行政について伺います。

その中で、まず1点目は、新型インフルエンザについて、危機管理状況、今後の対応策を伺うものでありますが、新型インフルエンザの爆発的感染が今月下旬から来月上旬にそのピークを迎えるという報道があります。この中で、町の行政管理はどのようにしていくべきか、前回もお聞きしたテーマであります。職員に感染者が発生した場合、そのサポートをどのようにしていく体制がとられているのか、伺いたいと思っております。

これはなぜかと申し上げますと、ふだん役場に問い合わせをしますと、たまたま担当者がその場にいなくて多々あります。その場の対応として、「今担当者がいないのでわからない」というようなお答えを聞くことがたくさんあります。このようなことから、平

時においてもそうだと思いますが、特に感染者が出た、当然出るということも想定しなければなりません、その場合、どのぐらいの職員が感染するか。例えば10%感染したとしますと、担当者がいないとその業務が成り立たない、このような状況ではいかがなものかなと思います。

私が思うには、平時においても、担当者が抜けても、その隣に座る方のサポートがちゃんとできれば、要するに隣の人の業務を自分も把握するような体制があれば、一つずつずれても、必ず業務が欠けるようなことがないだろうと思います。そういう体制、横のつながりです。専門的に1点だけの仕事をしたんでは、担当者がいなければ業務が遂行されないということも考えまして、特に新型インフルエンザに対応することでもなくとも、こういうことは必要だと思いますので、この機にどのような対策を考えているのか、どのようなシフトを考えているのか、もう一度伺いたいと思ひまして、質問をします。

それから、インフルエンザの感染が、今後秋にかけてということでもあります。その場合に、町の行事はどのようにしていくのか。例えば産業祭、または運動会等々いろいろあると思います。この場合、今はまだピークというものはないことではありますが、そのピークがたまたまぶつかってしまったときに、これを無理してそういう行事を挙げるのか、または、事前にそういうピークが来たときには、今年はとりやめることもあるというようなアナウンスを町民の方にしておくべきなのかということも、いろいろ考えていく必要があるかと思ひます。そういうことに対してどのようなことを行政として考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思ひます。

それから、学校行事についても同じであります、国のほうでは、たしか1学級当たり2名の感染者が出てしまった場合には、クラス閉鎖をすとか、場合によっては学校を閉鎖すとか、そういう指針があると思ひます。それは理解できますし、今パンデミックの感染を防ぐためには、学校を休校、閉鎖することが一番パンデミックな感染をおくらせることができる唯一の方法であるというふうに報道もされております。そして、時間を稼いで、その感染者、また、ワクチンの接種などにかかる時間を稼ぎ出すというようなこともいわれております。

しかし、問題は、学校というものは学習をしなくてはなりません。例えば、2名の子どもたちが感染してクラス閉鎖をした。最近では1週間から期間が短くなって、3日、4日、5日というような話がありますが、再開してまた別の子がかかってしまうということを当然考えられます。そうすると、その繰り返しでいくと、1カ月続いてしまうことも想定できるのではないかなと。その場合に子どもたちの学習時間は、どのようなところで補う考えがあるのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

子どもたちは勉強しなくてはなりませんので、休校ばかりでも困るだろうし、それもしなくてもいけないし、その辺の対応はどのように教育関係は考えていらっしゃるのか、伺いたいと思ひます。

次に、狂犬病についてお伺いします。

ある報道を見ますと、1950年に狂犬病予防法が施行されまして、市町村に対して飼い犬の登録とワクチンの接種が義務づけられているということではありますが、その報道の内容を見ますと、飼い犬の登録率が全国的には54%にとどまっているという報道がありました。また、接種率を見ますと、41%にとどまっているというようなことが報道されております。

狂犬病は、犬にかまれて人間が感染すれば、ほぼ確実に死に至るといような病気であるということでもあります。日本がそのような予防ワクチンの接種率が低いということで、ということが想像できるかということ、日本に狂犬病が蔓延し始まったときには、それをとめるすべがないだろうと、そのぐらい低いと。最近犬を家の中で飼うというお宅もふえていて、そういう心配をされないということから、接種率が下がっているとも聞いております。それはそれなりに理解はできますが、法律で義務化されているということでもありますし、万が一のことを考えますと、そういうことで行政として接種率のアップを図っていくべきではないかなと思います。

さらに、あえてお聞きしたいのは、義務化されているということは、加えて罰則などがあるのか、罰則などがあるとするれば、そういうことも町として、行政が飼い主にお知らせをして、接種率を上げていく必要があるのではないかなと思います。単に予防接種をしてくださいということではなくて、そういう働きかけもしていく必要があるのではないかなということでお伺いしたいと思いますし、現況として町の接種率、また、飼い犬の登録率、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、大きな大問2として、妊産婦助成について伺いたいと思います。

これはさきの6月定例会で、県が行ってきました妊産婦にかかわる福祉制度が、県の財政上後退いたしまして、妊娠にかかわる病気に限って補助がされると。ところが、風邪であったり、けがしたりとかということについては補助がなくなってしまいました。これは、妊産婦に対する福祉の後退でありまして、残念な結果であります。しかしながら、県内では、その方法はいろいろありますが、8月現在、24市町村で単独の事業としてそのようなことを継続しております。

町は、さきの議会で、条例改正がありまして、福祉の後退がなされてしまった。これは町長が公約に出してきた住みよい町、少子高齢化の対策の一環からしてもちょっと後退してしまった。これは県がそういうふうに条例を改正してきて、財源的な問題だということは理解できますが、私はこの制度を町が単独でやっても、財政的には対象者が百数十名ほどしかいないことでもあります。毎年お生まれになる子どもを考えれば、年間対象者の妊産婦の方は当然百数十名だろうと。その中で妊娠にかかわる病気というものは今までどおり、町単独でなくて助成がされるわけでありまして、言え、軽微なことに対して今までどおり福祉を続けていっても、財政的なことを考えれば、私が思うには50万円もあればできることではないかなと、そのように思うことでもありますから、これに対しては、少子高齢

化の一環として、城里町が県内の、例えば同じ郡内でも大洗町がその助成を行っております。私がよく議会で質問しますと、郡内では何々というように比較をされて、執行部のほうで答弁されるのを聞いておりますので、私もそれに倣って、郡内では大洗町が助成を行っております。ですから、8月現在、県内の24市町村が何らかの助成を行っているということであれば、44市町村ですから半分以上が何らかの助成をしているということになりますので、ぜひこれは前の水準に戻していただきたいと、こういうことを行う考えがあるかないか、町長に伺うものであります。

続いて、3番目といたしまして、古内の多目的グラウンドについてお伺いしたいと思います。

この件は、この町の出身者でサッカークラブというものをつくっている方々からの要望があって、いろいろ調べてみましたところ、ちょっと問題があるようでありますので、お伺いしたいと思いますところであります。

そのサッカー部を構成されている方々というのは、日本にはプロとしてJ1、J2があります。その下部組織として、お聞きしますと、茨城県1部、2部、3部まであるそうであります。今その町の出身の方々、青年の方々が、クラブとして活躍するのはまだまだ3部であります。3部からでも勝ち上がっていけば天皇杯にも出られるというようなことでもありますし、ぜひとも町の支援をちょっといただきたいということでもあります。

サッカーをするのには、古内の多目的グラウンドが全面芝生であって、使い勝手がいいということではありますが、なかなか使用許可が思うどおりに出ないということで、そこを何とか融通していただけないかなというような趣旨もありました。

また、ボランティアとして、維持管理に自分らで労働力を提供するということの引き換えとしても、少し融通をきかせていただきたいということもありました。

お聞きしたいのは、あの多目的グラウンドであります。計画したときはソフトボールとか、クロッカーとか、いろいろ使えるように設計されたと聞いておりますが、ソフトボールに使うにはちょっと防球ネットというか、ファールフライを打ったときにフェンスを越えてしまうということで使い勝手が悪い。主にサッカーで使われているようですが、そのグラウンドは、その利用状況としてサッカー以外にはどのような競技に、町がそういう団体に貸し出しているのか、どのように利用されているのか、また、年間としてはどのように利用される件数があるのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、先ほど申し上げたとおり、維持管理費をボランティアでやりたいと。その見返りに、要するに、もう少し使わせていただきたいという要望もあるということで、その町の施設を民間、例えばその地域の方々、またはボランティアの方々にお願いして、相互利益が生まれるような方法もいいのではないかと。それで、私がお聞きしましたところ、桂の大桂大橋の下にある運動公園、これは委託先をお聞きしましたところ、大桂公園管理委託として阿波山区、それと、桂スポーツ少年団を委託先としております。その隣の要するに

サッカーでよく使われるところではありますが、桂運動公園管理委託、これは桂スポーツ少年団代表という形で委託されて、管理がされております。

それで、上古内多目的運動広場管理が、民間の業者さん2社の見積もり随契だということ聞いております。その費用を比較してみますと、桂の運動公園とその隣の遊園地のあるほうあわせても、広さが約1万6,000平米ぐらいであります。その両方の管理費、予算として今年度31万円と21万円、合計52万円のほどの予算で賄っているという状況であります。

内容としては、除草、樹木の管理、芝管理ということでありまして、比較する上古内多目的運動広場はどのようなものかといいますと、除草は同じで芝管理、さらに肥料を芝生等に与える施肥、これがあるということではありますが、予算的には200万円を超えているということで、面積はどのぐらいあるのかといいますと、競技に使うような平面部が約1万9,000平米弱、のり面を含めて2万420平米というような広さと聞いております。これは先ほどの桂の公園の広さからしても、1.何倍の世界で、1.5倍までいっておりません。単純計算でいきますと、民間の方にボランティアでお願いできれば、この200万円という予算もその3分の1で済むのではないかなというようなことも、考えられるわけあります。

そうしますと、町としても予算的に助かるし、ボランティアでそこを活用して、少し融通をきかせて使用をするというその競技団体のほうとしても、メリットがあるのではないかなと。こういうところは、ぜひボランティアの方々に町の行政を預けていくと。ここに限ることはございませんが、民間のそういう町民のボランティアに期待できるところはどんどん出していってもいいのではないかなと。それで、地域の、また活用する方々に愛着を持ってしっかりと管理していただくということが十分可能ではないかと思っておりますので、改めて聞くことであります。

そこで、その中でちょっと疑問がありましたのは、200万円を超えて随契だということがちょっとひかかりました。なぜ200万円のできるのかなということは、ちょっと疑問がありますので、町の財務規則は50万円以下ということであります。どういう根拠にのって、この200万円を2社の見積もり随契のできるのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、競技団体が行う場合には、先ほどのサッカーチームの例を例えますと、自分のところにホームグラウンドとして使えるところがないので、常にアウェーで戦うような状態だと。要するに、サッカーの場合、よくホームアンドアウェーで競技をするものなんですけれども、ところが、ホームのグラウンドがないということで、主に鹿嶋方面に出ていって競技をするということでありました。そうしますと、その移動手段というものが問題になってくるわけではありますが、そこで、要望として出されているのは、町にはマイクロバス4台、小型、中型バスが合わせて4台、マイクロバスと合わせると8台、一応町の財産としてあることになっております。これをどのように活用されているのか、それを伺

いたいと思います。

そのチームの方々が要望するのは、自分たちの免許がある者を町に登録をして、満タンでお借りして満タンでバスだけをお返ししたいと。そういうことであれば町の職員さんが、主に競技というのは土日に行われるということからしても、本来運行はしていないのではないかなということ、こういうバスの活用をお願いしたいという町民の希望があるわけでありますので、その辺のバスの運行に関して、町はどのように活用しているのか、あわせてお伺いしたいし、もし活用ができるのであれば、活用に対しては使用目的がいろいろ定まっていることとは思いますが、その辺をそういう競技団体の方々に積極的に支援という意味で貸し出すような措置をとることができないのかをお伺いして、1回目の質問いたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 新型インフルエンザに対する今後の対応策であります。2学期が始まりまして、感染の拡大も心配され、今週等にも大流行が予想されているところでございます。町民一人一人が日ごろの健康管理に努めるとともに、手洗い、うがい、マスク等の着用等、徹底した感染防止対策の実施が最も重要であると考えております。

町といたしましても、新型インフルエンザの流行を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、予防対策を中心に実施してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、役場職員の中で同一の課で多くの職員が同時に多数、課職員の半数以上、または事務等の支障を来すとき、担当課長が判断した場合に、発症した場合は、町長と協議の上、臨時的にほかの課の職員の応援をいただくということで対応していきたく思っております。住民のサービスに支障を来さないような対応をしてまいる考えであります。

各種催事等への対応ということでございますが、厚生労働省の新型インフルエンザ対策本部専門化委員会での基本的対処方針に従い、現時点では一律に自粛を要請することはいたしません。主催者側には、イベントの趣旨、必要性等を勘案し、総合的に判断していただくこととなります。

なお、学校及び社会福祉施設等については、基本的に保健所の助言等に基づき、設置者が臨時休業の措置を講ずることとし、広域の範囲で臨時休業が必要な場合など、感染拡大の状況に応じ、県対策本部臨時休業等の要請を行うことになっておるところでございます。

また、学校関係の新型インフルエンザに対しての危機管理状況でございますが、やはり小まめな手洗い、うがいの励行、健康管理に十分気をつける、人ごみに出かける場合はマスクを携行するよう努める、発熱などがあるときには無理をして登校せず、医療機関に受診する、保護者あてに新型インフルエンザの対応について、学校を通して文書で周知を図っていくと。また、教育委員会は、新学期の登校日に間に合うよう、幼・小・中学校に手

洗い用薬用石けん、来校者用消毒液、教職員用マスク等を配布済みで、今後も継続して配布していきたいと思っております。

また、学校に正しい手洗い、マスク着用のパンフを配布して、指導のお願いを依頼しているところでございます。

発生後の対応でございますが、欠席者の把握を正確に行い、新型インフルエンザと診断された場合には、速やかに保健所に連絡し、教育委員会と相談して学級閉鎖や臨時休校などを決定することとなっております。基本的には同一集団、同一学級や部活単位等で7日以内に2名以上の感染者が発生した場合には、学級閉鎖等の措置を講ずると。また、報告は県教育保健体育課、保健所、教育事務所、教育委員会へファックスで行うということになっておるところでございます。

狂犬病予防接種につきましては、平成21年度の当町の狂犬病予防注射接種率は、8月末現在で登録件数2,056匹に対し、接種済数が1,292匹で、接種率が約63%となっております。接種率アップ対策のため、飼い主への直接通知や広報紙、広報無線により周知をしております。

平成20年度においては、登録件数2,099匹、接種済数が1,476匹で、接種率が70.32%です。接種については、町内86カ所に出向いて集合注射を実施しているところでございます。

妊産婦健診につきましては、平成21年度から最大14回までの公費助成費制度が導入され、妊婦健診と連動した妊産婦の疾病の早期発見、早期治療が可能となったことにより、平成21年7月1日から、妊娠の継続と安心な出産に係る妊産婦特有の疾患に限定し、医療費助成を行うように県の制度が改正になりました。これに伴い、町も制度を改正してきたところでございます。

当町においては、妊婦健診の公費助成制度の拡大により、県の制度を継続し、改正前の助成をする考えは今のところありませんが、しかしながら、住民福祉の向上には、子育て支援の充実を図ることが重要であるということにつきましては、私も認識しているところでございます。

上古内の多目的グラウンドについての利用状況でございますが、平成19年度におきましては29件、2,881人、その内訳として、ソフトボール2件、野球が8件で580人、サッカーが19件で2,301人ということになっております。また、平成20年度におきましては、21件で1,975の方が利用しております。内訳は、ソフトが3件、野球2件で310人、サッカーが11件で1,490人、その他5件ということで、175の方が利用しているところでございます。

維持管理費削減のために地域住民や競技団体等に委託する考えというご質問でございますが、上古内多目的グラウンドは面積が広く、ほぼ全面が芝生であるため、芝刈りから施肥まで維持管理には専門的な知識が必要になります。また、このグラウンドにおきましては、練習の使用のほかに、ソフトボールの大会を年3回、スポーツ少年団によるサッカー

大会、中学生の城北地方新人サッカー大会等が予定されております。このような大会開催ごとに地域住民や競技団体等がグラウンドの芝刈りばかりではなく、周辺を含めた一体的な除草と産廃処理までの維持管理は困難かと思われまます。

特に周辺は勾配のきついのり面や調整池等の危険な場所があり、安全性から見ても住民等に委託することには無理があると思われまますので、今後は機会を見て、地域住民や競技団体との協議を考えてまいりたいと思っております。

また、なぜ随意契約なのかというようなご質問もございましたが、現在、城北森林組合に随意契約により委託しております。城北森林組合は、下刈り等の除草業務に精通しており、業務に対する安全性も高く、仕様書に基づいた確かな遂行能力と実績を残しておるといようなことで、随意契約をしておるところでございます。

また、競技団体の移動費に支援はできないかということでございますが、競技団体等には補助金等交付規則に基づき補助金を交付しているところでございます。補助金は組織の運営、育成のために支援しておりますが、対外活動費の移動費も含まれておりますので、補助の中で対応していただきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

教育長（石原道明君） 玉川議員さんの1回目のご質問に、教育長が関連するところについてお答え申し上げます。

先ほどの保健行政関連のところ、クラス閉鎖、あるいは学校閉鎖が行われたときの時間確保をどういうふうにするのかというふうなご質問がございました。

現在、私どもの町には小規模学校がたくさんあります。それに伴って、6年生から1年生までが共同で登校、下校をしております。授業が終わっても1年生は学校に残っているというふうな時間帯がございます。そういう時間帯を活用して、例えば1週間分の授業が欠けてしまった場合、最大限の計算をしますと、1週間分ぐらいについては、そういう学校にいる時間を授業時間に充てることによって、その分ぐらいの補講は何とかできそうだというのを現場から聞いております。

ただ、ご指摘がありましたように、1カ月にもなってしまった場合、これはちょっと我々も想定外ですので、最悪のときには、今後はもう夏休みがございませんので、年末のお休み、あるいは一部春休み等にかけて最大限どのくらいの形で登校させることができるかというふうなことで、なるべく学力が落ちないように、事態が起きたときには対応してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） それでは、1回目の質問で、私なりの質問の趣旨と趣旨に合わない答弁と、私が希望する答弁がなかったので、もう一度質問をさせていただきたいと思います。

新型インフルエンザの例えば職員の横の異動、他課からの応援をするということですが、先ほども申し上げたとおり、人的だけでは済まされないだろうと。ふだんからもそうなんですけれども、1人抜けたときに、担当者がいないのでわかりませんからということを知ってしまうということなんです。ですから、インフルエンザに限らず、横の机の人の仕事ぐらいは、その隣の人のはっきりと内容を理解して、業務ができるようにしておく必要もあるのではないかなというふうに思うわけでございます。それができないと、他課から来ても、何の戦力にもならないのではないかなということなので、その点をもう一度しっかり考えていただきたいなと。スムーズに行政がとれるようにその辺を、頭数だけでできることもあるでしょうけれども、「担当がいないとわかりません」という返事が多いということは、町民の方はいつも思っている、行政に対する一つの不満であることも認識していただきたいということなので、この機に聞いたかったということでございますので、もう一度考えていただきたい。

他課からの応援では済まされない部分があるのではないかなということでございます。

それから、インフルエンザ対策として、今回はだれもこの新型に対してワクチン等を打った経験もないし、また、その免疫というものは持っていないんだろうということで、まず、ワクチンを接種することが先決であるけれども、そのワクチンが足りないという現況の中で、接種順番が決まっている云々という話があります。

先ほども私申し上げたとおり、子どもたちの感染を抑えることがパンデミックな感染を鈍化させる有効な手段だと報道でよく伝え聞いております。それには、町として、高齢者に対するインフルエンザ予防接種、これは補助しております。ところが、私何度も要望はしておりますが、子どもたちに対してはまだそのような補助がされておられません。あえて今回またこの機会に、子どもたちに対して、対策の一環としてそういう補助をする考えはないのか、それをお聞きしたいと思います。

次に、狂犬病でございますが、先ほど今年度、また、昨年度の接種状況、登録件数等々をお伺いしました。今年度はまだ63%ということなんですありますが、今年度のワクチン接種の機会というのはもう終わったのか、まだあるのか、それがわかりませんので、このワクチンの接種は年間どのような時期に何回やっているのか。毎日やっているわけではないだろうと思いますので、どのような時期に行っているのか、もう今年度は計画が終わってしまったのか、あわせてお伺いしたいということもありますし、問題は接種率もそうありますが、登録件数です。この登録件数は町としては多分調べていないだろうと。登録された件数から接種率は出ても、町にいる犬の数というものは正確にはわかっていないんだろうと思いますが、全国的には54%の登録だということになれば、前年度2,099頭が登録

されていて、1,476頭が接種で70%だということではありますが、単純に犬が半分しか登録されていないということを想定しますと、接種率も35%にとどまってしまうということがあります。ということは、3頭に2頭が予防接種をしていないという結果になりますので、行政として、登録も促すということをぜひ町民の方に啓蒙をしていただきたいと思いますので、その辺もあわせて考えていただきたいと思います。

数字的には70%、でも、実際は35%にとどまってしまいうndらうということでもありますので、その辺をしっかりと啓蒙をしていただきたいと思います。

次に、妊産婦助成についてでありますけれども、年14回の健診を行っていくというご説明がありましたが、これは妊娠にかかわる病気について健診をしていくということですが、全身疾患を対象にはしておりません。全身疾患として糖尿病とか、高血圧、当然これは健診の対象になりますが、そういうことはもう今の助成の範囲の中でもカバーされるので問題はないのでありますが、例えば、歯科にも妊産婦とのかかわりがございまして、例えば妊娠中の歯肉炎、特有の歯肉炎等がございまして、歯肉炎というのは歯周病菌が原因となるんですけれども、歯周病菌というものは、やっかいなもので、例えば心筋梗塞のバイパスの詰まってしまうような原因にも、その歯周菌というのは発見されているということで、歯周病と糖尿病、糖尿病も同じ理由から、総合治療が必要だということが報告されておりますし、そういうエビデンスもあって、糖尿病学会と歯科口腔衛生、その辺の協力がされているところであります。

そもそも歯科治療というものは、痛みが伴うので敬遠されがちでありまして、問題は妊婦の方でも麻酔の注射によって流産ということが起きるのであります。これは私も十分に説明した中で、そういう経験がございました。これは別に医療事故とかという問題ではなくて、相互にそういうことを十分に説明して、そういうことが起きたんでありますけれども、そういうこともふだんから予防していくという意味で、直接妊娠、出産にはかかわらなくても、その過程の中でそういう予防的な、軽度であれば単純に充てんしていくということでおさまるんでありますけれども、10カ月でありますと、もう初期の虫歯から重度の虫歯に発展してしまうということになりますと、どうしても麻酔というものが必要になってくるんだということもご理解していただきたいと思いますし、また、風邪を引いて我慢されるようなことがあってもまた困るでしょうし、予算的にそんなにかかるものではございません。十分に町長の交際費でも充てていただければ間に合うような金額でありますので、少子高齢化を考えていただいて、こういうことをほかの市町村に負けないように、ぜひ制度の復活をお願いしたいと、このように思うわけでございます。

それから、上古内多目的グラウンドの件でありますけれども、先ほど使用状況、平成19年度、平成20年度、平成21年度という話で説明をいただきました。聞いていまして、私はその10倍ぐらい使われているのかなと思いましたが、意外や意外結構少ないんだということがわかりました。土日、例えば日曜日というのは年間50週近くあるわけですから、日曜日だけ

でも年間50回、その半分としても25回、午前と午後を分ければ50回、そういうふうに、例えばサッカーだったら、2時間とか3時間おきに使ってもかなり使えるのではないかなど。

それで、芝生の問題であります、芝生の管理をどのように委託されているのかなということもお聞きしたいと思うんです。というのは、野球、ソフトボールは結構少ないし、やはりサッカーで利用されているということが現実多かったということでもあります。

それで、お話を聞いていきますと、サッカーにはサッカーに適した芝の長さがあるということでございます。それで、中学生であるとか、アマチュアの競技の中では、二、三センチの長さがベストなんだと。長過ぎてはどうにもぐあいが悪い。私その話をお伺いして、見に行ったときに、たまたま常北中学校の部活の練習、次の日に新人戦か何かの練習試合があるかという話で、練習しておりました。見ますと、倍以上、約七、八センチ見た目がありました。私もサッカーを中学校時代やっておりまして、その当時は、常北中学校は芝生と砂のグラウンドでありました。今は芝生はなくなっておりますが、芝生でやるサッカーと砂のグラウンドでやるサッカーはちょっと質が違います。それで、芝生でやっていると、例えば土のグラウンドといいますか、そうすると、ける感覚が違うので、よく地球をけてしまったということになるんですけれども、そういうことが多々起きてしまうんです。

それで、芝生の長さというものが重要なんであります、その辺の維持管理をどのぐらいと。お聞きしますと、芝生は夏場、5月から10月にかけては週に1回ぐらいは刈っていく必要があるぐらい伸びるんだということでもあります、その芝刈りに関して、のり面とかというところはさて置いても、グラウンドとして使われるところは、どのような回数その業務内容をお願いしてあるのか。その芝刈りを実施するには、何センチぐらいまで伸びたらばしなくてはいけないとか、そういう規定があるのか、そこまで要望を出している、業者さんをお願いしているのか、お聞きしたいと思えますし、芝生というものは結構使ってあげないといけないという話も聞いております。全然踏まれないと強くないといつか、1週間に一遍ぐらい踏まれてちょうどいいんだという話も聞いております。

以前Jリーグ2部の水戸ホーリーホックが使用していた時期があったそうで、そのときに毎日過酷に使われていたと。その反動で芝がはげるとか、そういうことがあったということも聞いております。それを踏まえて、使い過ぎては困るということで、ちょっと使用制限がかかってきたのではないかなという話も聞いておりますが、素人は毎日そのような使い方はしないし、ですから、例えば日曜日だけでも、午前、午後でも2回、そうしますと、最低でも50回から100回ぐらいは使えるだろうという中でありますので、競技大会があるにしても、毎日あるわけではないし、年に何回あるかどうかという中で、十分にもう少し使用に耐えるのではないかなど。

聞きますと、随分間隔をあけないと貸し出さないような意向があるとも聞いております。

実際はわかりません。ただ、借りるほうからすると、何となく先週借りたから今週は借りられないような返答をいただいているようなことがありますので、実際に芝生はどのように使われることがベストなのかということもお考えいただきたいと思いますし、そういう話を聞いていただきたいかなと思います。

先ほどの維持管理費において、私は町長がおっしゃるほど芝の管理は専門の業者でなくてもできるのではないかなと。森林組合というお話があって、下刈りが専門分野だという話がありましたが、下刈りの作業と芝刈りの作業はちょっと質が違うのではないかなと思います。

また、例えば200万円の随契を町民の方にお願ひすれば、芝刈り機も購入できるのではないかなと。そうすると、かなり効率よく、よく見かけるゴルフ場で使われるようなものです。あれはのり面がちょっと急でもちゃんと対応できるようになっておりますので、それで行くと、簡単にできるのではないかなと。専門業者もいいんですけども、専門業者にお願ひして芝の管理が長いまま使わせるということも、教育的見地からいっても、練習するときにそれが長過ぎてちょっと邪魔になるようなこともありますので、その辺をボランティアの方々特にどういう状態がいいということは、よくわかっているわけですから、それで、そういう対応もできるという話も聞いております。

ですから、町民の方にそういうことをお願ひしていくという考え方も必要だろうということで、お聞きするものでありますし、維持管理費ということで業者さんに、城北森林組合にお願ひしているということではありますが、ここには委託先として城北森林組合理事だれだれという名前がたまたま載っております。そのだれだれというのは、議員の方というか、そういう名前がたまたま書いてあったものですから、それを読み上げるのが妥当かどうかわかりませんが、そこで、ちょっと疑問に思うことがあります。ただ、これは質問ではございませんが、疑問だけ聞いていただきたいかなと思います。

城里町には、政治倫理条例というものがありまして、議員は公の随契はオッケーでありますけれども、入札には対応しないように控えるということがあります。県議会のほうはないのかなということも、たしかまだできていないのかなということもありますが、その辺の問題も少しあるのかな、お願ひする町のほうも考えるべきではないかなと、そんなふうにも思います。これは町の条例には抵触することではございませんが、大きな意味で考えれば、少し町としても考えるべきだろうと思います。

そのサッカーをされる方々も県議さんのほうに、何とかそういう方向で考えてほしいんだという話をしたらいいんですけども、その県議さんがその管理をしている理事長だとは思わなかったみたいで、それは初耳だということがありましたそうで、そういうこともあります。ですから、町民の方が思うには、ちょっと不可解なところもあるなということ、誤解が発生し得る問題でありますので、行政としてもはっきりと随契のできる根拠は、ちょっと先ほどの答弁にはなかったような気がしますので。それで、随契でやったと言ひ

ますが、私が思うに、財務規則でもできないだろうし、地方自治法の234の第2項の規定による地方自治法施行令167条の第2項にその規定があるのでありますが、その上位法を見ても、なぜできるのかなという疑問がありますので、その疑問を解消できるような答弁をお願いしたいと思います。

それから、遠征費の支援も含めて出しているということもありましたが、どのような支援をどのような金額、それが実際にそういうグループの方がいただいているかはわかりませんが、ただ、バスがあいているのではないかとというのが町民の見方でございますので、そのあいているバスの使い方をこの機に説明いただければ、町民の方も納得されるだろうと思いますので、もう少し説明をしていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 最初に、新型インフルエンザのことにつきまして、ワクチン等が子どもたちへの助成もできないかということでございますが、よく検討してまいりたいと思っております。

また、そういうインフルエンザが流行しまして、役場等につきまして、各課対応の件につきましては、横の連絡を密にしながら対応していきたいと思っておりますし、また、その件につきましては、総務課長のほうから答弁させます。

それから、県内で半分以上も妊産婦助成を行っているというようなことで、先ほどお話がございましたが、この件につきましても、平成22年度の予算の編成時には、一応検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、先ほどサッカーの利用状況等につきまして、お話がございましたが、平成20年2月上旬まで年間を通しての使用、貸し出しを行ってまいりましたが、水はけが悪く芝生の傷みが激しいことから、平成20年2月中旬以降、暗渠排水補修工事を実施いたしました。この工事完了後に芝の張りかえを行い、成長が落ち着く期間として、平成20年6月末まで養生期間として使用を控えたということでございます。今年度に入っても芝の養生のため、4月より6月まで使用を見合わせたところでございます。今後においては、芝の状態を見ながら、年間を通しての使用貸し出しを考えてまいりたいと思っております。

そのほかにつきましては、担当課長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 町民課長久保田殿司君

町民課長（久保田殿司君） 8番玉川議員さんのご質問にお答えいたします。

狂犬病の予防注射の実施時期でございますけれども、町で行っております注射は、5月11日から5月24日まで実施してまいりました。各区に出向きまして全部で86カ所、時間刻みで実施いたしました。また、個人で動物病院で接種してきまして、証明書をそこのでいただいて、役場のほうにそれを持ってきて、注射済証を交付していただくというようなこと

になっておりまして、ここ何日かでもまた来ております。これは年間を通じて実施しております。

犬自体が生後90日以上で実施しなければならないというふうなことから、ばらばらになっているんですけれども、町のほうに届け出しております。

また、登録についての呼びかけなんですけど、登録並びに予防接種あわせて、広報紙、広報無線を通じて周知してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 8番玉川議員さんのご質問にお答えをいたします。

職員のインフルエンザ等に対する対応、それから、ふだんにおける横の連携等についてのご質問かと思えます。

議員さんもお承知かと思えますけれども、課の体制につきましては、グループ制をとって事務の執行を行っているところでございます。従来の係制によりますと、どうかしますと一人体制というようなことが起こり得るというようなことから、そのような体制にしているわけでございますが、議員ご指摘のように、仕事の内容等におきましては、若干担当者がいないとそれができないというような状況も見受けられるというふうには感じているところでございます。通常、課長を通しまして、日ごろの職場の中で横の連携、あるいはODTなどを通して、それらの解消に努めるよう指示を出しているところでございますが、これからも引き続き住民サービスに努めていきたいというふうに考えております。

それから、新型インフルエンザに対するものでございますけれども、これらにつきましても、県内の感染状況について常に注視をしております、職員には再三にわたりまして、感染防止策の徹底をしているところでございます。議員もお承知かと思えますけれども、施設の入り口には消毒薬の設置、あるいはトイレや洗面所などに手洗いやうがい等の励行の張り紙をするなど、感染防止策を講じているところでございます。

また、職員みずからも感染は自分がとめるという気概を持ってインフルエンザの感染防止策に努めるよう指示しているところでありますが、不幸にして職員が感染したときは、先ほども町長が答弁をされましたようなことで、対策本部、対策会議等を早急に開き、対応をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 玉川議員さんにご答弁を申し上げたいと思えます。

芝の長さは何センチになれば刈り取るのかというようなことかと思えますけれども、運動広場の管理委託につきましては、契約上、何センチになれば刈りなさいというような契約はしてございません。

管理の内訳でございますけれども、全面の草刈りにつきましては、年4回、時期的によりまして、6月から10月までです。それから、芝刈りにつきましても5回、6月か

ら10月までです。それから、除草の散布につきましては2回、6月と3月、それから、肥料関係でございますが、年に3回程度肥料を施すと。これが6月と8月と3月ということでございます。

それから、芝の長さについては、インターネット等で調べたんですけども、特に基準はないというふうに承知をしているところでございます。ちなみに、先週の土曜、日曜に少年団のサッカー大会を行いましたけれども、これにつきましては、15ミリにカットをして大会を実施したということでございます。

それから、随契の件でございますけれども、条文はちょっと忘れましてけれども、第何項かの施行令に基づくものとしたしましては、他の請負業者に比べまして、設計単価から見ると請負金額が著しく安価で委託することが可能であるというふうなことでありますし、さらに、林業振興団体の育成、そういう支援から見ても随意契約としているものでございます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 玉川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

町でマイクロバス4台を所有しており、その使用状況と申しますか、その状況ですけれども、1台は今月から運行しておりますホロルへ貸し付けをしております。また、1台につきましては、随時社会福祉協議会へ貸し付けております。残り2台につきましては、合併時、七会幼稚園が休園になりまして、園バスが使われておりませんので、そこに置いてあります。この部分につきましては、今後公売等をかけ、売却の予定であります。

また、もう1台につきましては、七会診療所の患者輸送車であります。これについては、起債制限等がありますので、それらの状況を踏まえながら、今後利用活動を計画していきたいと思っております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） バスにつきましては、中型バスと申しますか、これについては、企画財政課で3台管理しております。2台が町バスとしまして、あと1台は七会西小から東小へのスクールバスが1台運行しております。また、小型バスでありますけれども、これも1台、町バスとして運用をしております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 8番玉川台俊君。

8番（玉川台俊君） それでは、2回目に聞くべき質問を私がちょっと抜いてしまったということもありますので、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

新型インフルエンザ関係であります。マスク等の配布を考えているというような町長答弁があったかと思っております。実際に私のところでもマスクというものは使っておりまして、

業務用として大量に購入するんでありますが、現状からいいますと、もう夏の前に発注したマスクは、商品として発送されるのがどんどんおくれてきている状況であります。今後ますますそういう状態になってくるのかなということで、マスクが不足してくることも考えられるんですけども、そのマスクをどういうふうに配布するのか、それをお聞きしたいと思っておりますけれども、そもそもマスクは使い捨てが原則だと聞いております。1人に1枚配布して、ずっとそのシーズン使うようなものでもないし、そうしますと、どれだけの量が確保できるのかなと、私は思うのでありますが、そのマスクを配布するということをお聞きしましたので、その量の確保はどのような計画があって、現実的にそれが満たされるのか、その辺の手当は既にしてみたのか。これから物があれば幾らでも買えるんでしょけれども、お金があっても物が無いのが今の現状だということも申し上げたいと思っております。

それから、学校関係において、先ほど教育長が、1週間程度だったらそういうことも考えていたということありますが、議員からの1カ月ということは想定はしていなかったという発言は、ちょっと残念かなと思います。というのは、危機管理でありますから、いろいろな想定をしていただきたいと思っておりますので、常識的なことではなくて、今だれもが経験していないことを経験しなくてはならないということでもありますから、いろいろな想定をぜひお願いして、危機管理に備えていただきたいと思っております。

それから、入り口等にアルコールを置いて促しているということも実際見ておりますし、実施されているということがありましたが、ちょっと残念なことに、たまたま期日前投票に行ったら、投票所の入り口にそれがなかったということがありましたので、いろいろと投票用紙に使う鉛筆は皆さんが共有して使っているわけです。ですから、その入り口で本当は必ず消毒をされるのを確認してから通すぐらいの理解を求めてもよかったのではないかなと思いますので、ただ置いておいても、実際使う使わないというのは共有できていない状況であります。なかなか10人窓口を通っても、全員が使っているというふうには見えないし、その点の問題がありますので、せっかく用意してありますから、ちょっと強く必ず一声おかけして、そういうものがあるものは活用していただくというような町民に対する庁舎に入るときには、庁舎に限らず公共の施設、家庭でもどこでそうだと思いますが、そういうことがマナーとして必要なんだということをアピールしていただきたいなと思っております。

それから、2番目の狂犬病の問題でありますがお聞きしますと、町としては、今年度の予防接種というか、ワクチン接種はもう時期的に終わってしまったということをお伺いしますと、去年が70.32%、今年は63%何がしということは、もう既に接種率が下がっているということになりますよね。ということでもありますから、啓蒙をさらにしていただきたいということもありますけれども、もう一つ、先ほど私質問しておいて答弁をいただいていないと思っておりますので、その接種とか、その義務を果たさないときの罰則はあるのか、

もしあるとすればそれもお聞きしたいし、それを町民の方にしっかりお伝えする必要もあるだろうと思いますので、その点を伺いたいと思います。

2番目の妊産婦助成については、来年度予算で検討をしていく方向だという答弁をいただきましたので、それに期待をするものであります。

グラウンドの件については、今までは排水が悪くて芝の養生ということで使用を制限していたということをお聞きしましたので、これは町民の方も理解していただけるだろうと。今後は、できる限り開放していただければ、町民の方も行政に対して満足するのではないかなと思います。

ただ、その芝生の管理として、先ほどの説明をお聞きしますと、芝刈りが1カ月に一遍ぐらいの割合しかないということなんです。夏の間は1週間に一遍必ず、かなり伸びてしまうということがあるそうなので、この回数を何とか考えていただいたほうがいいのかなと。実際大会は同じ条件でやるからいいんですけども、できれば子どもたちに適した芝の長さというものを、サッカーをやるのであれば、子どもたちは大体どのぐらいが適切なんだということまで配慮していただければ、より教育行政に真剣な町として理解されるんだろうと思います。

バスについては、町で使っているということではありますが、町のバスということで、中型、小型の扱いの中で、町は、日曜祭日は運行しないのではないかなと。その運行しない時期にもし合えば、町民に貸し出すことが、先ほどのような状況で町に登録をしておいて、管理者のボランティアとして、免許の確認をすることで、当然ボランティアの方が運行されるわけですから、ガソリンを満タンで貸して、満タン返して返していただくようなことができないのかなということがありますので、その点を何とかできそうな、まだ余地があるような答弁でありますので、その辺をもう一度伺いたいと思います。

それから、インフルエンザの子どもたちの予防接種、ワクチン接種に、それも検討していただくという答弁をいただきましたので、結構です。

委託管理費の問題で、安くできているというのは、どのような根拠で安くできているのかというのは、説明がされていないと思います。町のいろいろ指名競争なり、いろいろ出している中で、樹木の剪定とか、管理については、役務とか、コンサルという形で、100万円を切る中でも指名競争等があって、行われておりますので、本当にそれは安くできているかというのは、説明としてはちょっと根拠がないのではないかなということがありますので、もう少し納得できる答弁をいただきたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 現在町のバスにつきまして、城里町公用バス管理規程に基づいて運用しておりますが、学校行事の範囲内、またはそういう範疇をとらえて判断して貸し付けを行っているところでございます。貸し出しの制限や事故等が起きた場合について、

対応が非常に難しいと考えられ、スポーツの振興の側面からしても、町からの一定の補助をベースとして考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひます。

そのほかにつきましては、担当課長のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長加藤木 賢君。

健康福祉課長（加藤木 賢君） マスクの件でありますけれども、マスクの配布につきましては、町民課、さらには公民館等、窓口業務を行っているところに設置をしておきまして、熱のある方、さらにはせき等が出るような方には配布をしたいと思ひております。

それから、マスクの購入の件でありますけれども、今回のこの議会に補正予算をお願いしてございます。業者さんにはもう前からこういうわけで補正が通ったらということでは話してありますけれども、すぐ入るよふにということでは準備はしていただくよふになっております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 町民課長久保田殿司君。

町民課長（久保田殿司君） 狂犬病の先ほどの注射の件でございますけれども、個人個人で動物病院のほうで注射しますと、注射しましたよという証明をいただいて、役場のほうに届け出が来まして、それも今随時カウントしてありますので、70%近くにまではいくと今のところ期待しているところではあります。

それから、罰則ですが、狂犬病予防法によりますと、第27条に罰則規定がなされております。

内容ですけれども、その27条の第1項によりますと、登録並びに注射をしていない犬について、20万円以下の罰金を処せられるとなっております。ちなみに、ここ数年その適用を受けたのは県内でも今のところ聞いたことはありません。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 玉川議員さんにご答弁を申し上げます。

平成21年度の設計単価でございますが、456万3,000円、産廃は含んでございません。委託金額が204万円でございます。落札率44.7%でございます。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 過日の選挙時におきます投票所の入り口におけるアルコールの使用関係でございますけれども、議員ご指摘のよふに、確かに使う人と使わない人が若干見受けられたのは事実でございます。1人の方が使っていただきますと、後に続いて使うと、そういう傾向も見受けられました。投票所の担当職員等につきましては、できるだけ使いやすいところへ設置をするよふにということをお願いをしておきましたけれ

ども、投票所間で若干差が出たというようなことも否めない事実かなというふうに感じているところでございます。

今後は、そのことも含めて十分細かく徹底をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、8番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 本日の一般質問の日程は、すべて終了いたしました。

なお、あす16日は午前10時から再開し、通告第7号、2番関誠一郎君の一般質問から入ります。時間厳守の上、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時37分散会

平成21年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成21年9月16日 午前10時03分開議

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	12番	三 村 由利子 君
3番	寺 門 博志 君	13番	小松崎 三夫 君
4番	阿久津 則男 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
5番	桐 原 健一 君	15番	根 本 正典 君
6番	飯 村 吉伊 君	16番	阿久津 尚一 君
7番	小 林 祥宏 君	17番	小 坏 孝 君
8番	玉 川 台俊 君	18番	小 林 宏 君
9番	南 條 治 君		

1. 欠席議員

11番 寺 田 和 郎 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤男
副 町	長	赤 津 康 明
教 育	長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員		一 木 邦 彦
総 務 課	長	田 上 勤
企 画 財 政 課	長	阿久津 保 巳
税 務 課	長	山 口 充 彦
町 民 課	長	久保田 殿 司
保 険 課	長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課	長	加藤木 賢
産 業 振 興 課	長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課	長	栗 林 俊 一
下 水 道 課	長	高 橋 洋 造
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)		川 又 重 光
水 道 課	長	松 崎 榮

農業委員会事務局長 阿久津 道 男
教育委員会事務局長 海 野 勝 美

1. 職務のため出席した者の職指名

議 会 事 務 局 長 三 村 主
局 長 補 佐 小 林 恵 子
書 記 川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成21年9月16日(水曜日)

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時03分開議

議員の出欠

議長(鯉淵秀雄君) 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は17名です。欠席、11番寺田和郎君、ほか全員出席であります。

開議の宣告

議長(鯉淵秀雄君) 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人5名を許可いたしました。

一般質問

議長（鯉淵秀雄君） 本日は一般質問から入ります。

それでは、通告第7号、2番関 誠一郎君の発言を許可いたします。

2番関 誠一郎君。

〔2番関 誠一郎君登壇〕

2番（関 誠一郎君） それでは、今回の質問において、私の所管である教育問題、そして、今回敗れはしましたけれども、自民党政権の置き土産として経済危機対策臨時交付金として、約4億円近いお金がこの町に来ているということで、その使い道もお伺いしながら、通告によりまして、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、第1点でございますが、小学校再編についてでございます。

この小学校再編は、私が連Pの会長のときに、前町長よりこの再編の道はどうしても避けて通れないと。そういう中で、連Pの会長として、現在在校している父兄からアンケートをとってくれということがスタートでありましたが、再編実施計画策定委員会の中で、かなりのご協議をされまして、やっとパターン化が見えてきたのかなということで、お伺いしたいと思います。

この再編パターン、七会地区に関しては東小学校、常北地区に関しては石塚小学校と青山小学校、青山小学校に関しては古内、小松小学校を青山小学校にと、そして、桂地区に関しては岩船小学校、沢山小学校、そして、この岩船小学校においては北方、坏小学校の児童を受け入れるということでありますが、まず1つの問いは、この再編において、各10校学区において、説明会をしてきたわけでありまして、多分4月中旬から私の記憶では5月7日かなと思っておりますが、そういう中で、再編がこのような形になりますよということを、まず、教育民生常任委員会に提示されました。そのときは案ということで提示されました。

今回の定例会におきまして、各議員の皆様方にも配付されたわけでありまして、ここでまず1点として確認しておきたいのが、これは決定なのか、それとも案なのか、これはどちらかを私は伺うわけでありまして。

それと、この各学区での説明をしてきたそういう観点から、いろいろな意見が出たと思います。特に桂地区では1校にしてくれと、各4校から出たわけでありまして、そういう中で、この再編について、住民の意見を取り入れた部分があるのか、それとも全く取り入れないで、データだけでやってきたのか、それをお伺いしたいと思います。

2点目でありまして、桂地区において、平成23年度は時期尚早ではないかということを通告しておりますが、私なりに調べた結果では、ちょっと細かい数字になりますけれども、常北地区、要するに、町で提案した常北地区のパターンで言いますと、平成20年では183人、桂地区が360人、七会地区に関しては平成30年においてもそれほど減少しない、緩やかな減少で推移しているということで、七会地区に関しては今回は申し上げませんが、それで、平成25年になりますと、常北地区、要するに青山小学校になりますと151人、

約30人減ります。桂地区に関しては、360人あったのが、平成25年では246人と、約半分になってしまう。この傾向はずっと桂地区に関しては続くということですので、私は、この桂地区の再編は時期尚早ではないかということを考えているわけでございます。

なぜならと言いますと、平成25年になりますと、桂地区に関しては、1年生は26人、2年生が34人、3年生が34人、4年生が42人、5年生が60人、6年生が50人と。5年、6年に関しては2クラス必要ですよということになるわけなんです。ただ、問題は沢山小学校に関して、このコンサルタント会社が出しましたパンフレットによりますと、これはどっちを信用していいかわからないんですけども、平成30年には複式になりますよと。そして、もう一つ、平成35年には複式になりますよと、2つ文章が載っている。これはどれを信用していいかわからないんですけども。そういう中で、実際に岩船小学校、そして、再編策定委員会のメンバーの話を実際に聞いてまいりました。そうしますと、やはり桂地区に関しては、1校にしてほしいという意見がほとんどでした。町民から聞いてもほとんどでした。

それで、この平成25年の教室の問題ということになりますと、これは岩船小学校にも行って確認してまいりました。5年、6年は2クラスずつになる。要するに、2教室なければ対応できないということですので、確認してきたところ、十分対応できると。1クラスはもう完全に対応できる、それで、もう1クラスに関しては無理すれば十分対応できるということの回答をもらってきました。

そういう中で、教育委員会として、どうしても平成23年度にやりたい、一緒にやりたいと。それは行政の中で1つ1回にしまえばそれは事は済むかもしれない。ただ、将来を見据えた子どもたちのことを考えれば、やはり順次、常北、七会、桂、これは環境、その児童数に応じて変化があってしかるべきではないのかと思っておりますので、この辺の平成23年度にどうしてもやりたいのか、それともそういう環境を見据えて、桂地区に関しては児童数の数字に応じて変更していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

第2点であります、地元商店の活性化についてであります、この小規模工事請負、いわゆる30万円以下に関して、登録すれば仕事ができますよというようなことありますが、これは年に何件ぐらい登録しているのか。去年、もしわかれば今年7月ごろまでわかればありがたいんですけども、何件ぐらい登録して、総額幾らぐらいの発注をしているのか、その辺をお伺いします。

それと、見積もりは2社以上でやっているのか、その辺も確認したいと思います。

大きな3番にいきますけれども、防犯灯についてであります。

これは先ほど言いました経済危機対策臨時交付金、この中で、やはり子どもたちの環境をつくっていくのに充てるべきだと、私はもう痛切に感じておるところであります。名目は経済危機と、経済危機のために対策したお金が来るんだよと。それはやはり地域のため、学校、子どもたちの環境づくりにも投入していくべきだろうと思っております。

それで、防犯灯をつけるのは簡単かもしれないけれども、防犯灯をつけた場合には、維持費、これは莫大な金になります。2,000基今現在ついておりますが、約600万円弱の電気料がかかっております。修理代が200万円かかっております。そういう中で、やはり維持管理の問題でどうしたらいいかということを考えますと、一番手っ取り早いのがセンサーライト、要するに、防犯灯がないところの通学路の住宅にセンサーライト、千幾らです。2,000円もしないようなセンサーライトです。それをつけていただいて、そのつけてもらった住宅の防犯にもつながる。そして、通学にも防犯になるということをねらってぜひ、奇抜なアイデアがもしもありません、なかなかそういうのは行政になじまないかもしれない。でもそれをやはり乗り越えて、子どもたちの環境、この地域社会のあり方、これをぜひ見直していただきたいと思います。

センサーライト、そういうことが可能なのか、無理なのか、その答弁をいただきたいと思います。

続きまして、第4点でございますが、町民運動会、これはもう大体決まっていると話は聞きましたけれども、ただ、私が言いたいのは、住民にアンケートをとって、3カ所で行いたいというアンケートが一番強い中で、どうしてそれを実行できないのか。本当に不思議でなりません。住民の意思を無視してまでそうやっていくのか。それは1カ所で行ったほうが行政は確かにやりやすいかもしれません。

私が石塚の区長さん、そして、桂の区長さんも何人が聞いてまいりましたけれども、特に石塚の区長さんが言うのには、どこのだれが走っているのかわからないからおもしろくない。石塚の区長さんでさえそういう意見であります。桂に関しても、やはりだれが走っているかわからない、盛り上がらないというもとで、アンケートの結果がやはり3カ所で行いたい、やってほしいんだということが提案されたのかと思います。

それで、今年開催するののかというのは、これは常北地区でやるということは決定しているようですので、これは構いませんけれども、その前段である区長会でどのような話になったのか。一応区長会でいろいろあったみたいですが、区長会の内容等を報告していただければありがたいと思います。

5番目でございますが、墓地計画、これは平成8年の常北町時代に構想が立ち上がり、町長サイドによって住民はノーであるという判断のもと、頓挫してしまった。ただ残ったのは借金10億円。それが執行部の努力によりまして、あと2億円ということになりました。この2億円の返済、今年度はいつ終了するのか、それともう一点、この墓地利用計画地について、跡地の利用計画はあるのか、この2点をお伺いして、1回目の質問を終わりにしたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） それでは、関議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず最初に、再編パターンの決定には、多くの町民のご了解とご協力が大切なことと考えています。具体的には、保護者の皆様に再編パターンのご意見を伺うため、城里町PTA連絡協議会と協議を重ねまして、アンケートを実施いたしました。その結果を再編実施計画策定委員会に報告し、決定案に生かされておるところでございます。再編パターン決定案を城里町PTA連絡協議会の単Pの会長さんにご説明をし、ご理解を得たいと考えております。その後、町内10校の小学校ごとに説明会を開きまして、ご了解をいただけるよう努力したいと思っております。

また、桂地区においての平成23年度再編は時期尚早ではないかというご質問でございましたが、小学校の再編につきましては、城里町として、平成23年度に実施の方向で進めております。具体的には、平成19年4月1日にスタートした学校再編検討協議会は、6回の協議会を経て、平成20年10月6日に答申が出され、議会のご理解をいただきました。常北地区2校、桂地区2校、七会地区1校に再編されることになりました。

この再編の大きな目標は、複式学級の解消にあります。桂地区でも既に北方小学校で平成20年に複式学級が存在します。この組み合わせが卒業まで続きます。この解消は早くしてあげる必要があります。ぜひ平成23年度にはこの解消を実現したく、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、平成24年度には岩船小学校、平成25年度には坏小学校に複式学級が起こることになっております。

それから、小規模工事につきましては、小規模工事契約希望者の登録に関する要綱により、小規模工事登録業者を積極的に業者選定の対象にすることで、受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的に考えております。

小規模工事請負につきましては、平成20年度の実績でございますが、27件、301万535円の工事等を執行し、今年度は9月までに17件、197万5,422円の工事を行っております。今後も小規模業者の育成はもとより、積極的な受注拡大を図り、より一層活性化を図りたいと考えております。

見積もり等につきましては、町財務規則132条の規則に従い、実施しているところであります。今後も小規模工事につきましては、これまでと同様に執行をしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、センサーライトの支給ということでございますが、現在の防犯灯は40ワット蛍光灯で設置しており、電気料金は安価な定額料金の設定となっております。センサーライトの支給につきましては、設置場所の確保や公共性の面で課題がありますので、センサーライトにつきましては、個人で設置していただくこととし、町では現在の防犯灯で対応をしてみたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

また、町民運動会についてでございますが、町民運動会の開催につきましては、9月3

日の町民運動会実行委員会において、会場は常北中学校で開催することに決定いたしました。

なお、区長会での協議結果につきましては、町民運動会の実施について、8月10日に実行委員会を開催しましたところ、会議の中で、区長会に運営方法について相談がなかったので納得できないとして、再度区長会の意見を聞いてからにしてほしいとの発言により流会となり、後日、再度実行委員会を開催することとしたものでございます。

その後、8月25日、区長会理事会を開催していただき、町民運動会の運営等について、意見集約をお願いいたしました。その結果、本年は運営方法等を変更するにも時間的に困難であることから、事務局案を了解していただきました。次年度は、スタートの時点から体育指導員及び正副区長会長を交えて、運営方法等について意見交換を行い、相互に理解を深めながら進めることで合意をいただいたところでございます。

墓地計画についての借入金の今年度の返済額についてでございますが、借入金の元金については、平成16年度からの返済を行っており、今年9月末に元金2億917万2,000円と利息262万3,969円を支払い、すべて完了いたします。

また、跡地の利用計画でございますが、跡地である山林等につきましては、平成15年3月に事業計画を休止し、その後、国有林買い受け時の用途指定の変更をし、公園墓地とは違った形での土地の利活用を検討してきたところであります。

また、当該事業の計画を中止するためには、開発許可等の取り下げ手続が必要であり、本年8月20日にすべて終了したところであります。

今後は、普通財産としてほかの土地利用や民間への売却なども含め検討してまいりたいと考えております。ただし、現状では民間への譲渡も不動産価格が低迷していることから難しい状況であり、また、公共事業として投資する財政的余裕もないことから、最大限の有効活用が図れるよう、今後の景気動向をにらみながら、民間等への開発打診なども含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（関 誠一郎君） 学校の説明会をやったということの意見を取り入れた再編なのか、それとも取り入れない再編なのかという回答をもらっていない。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 取り入れております。

議長（鯉淵秀雄君） 2番関 誠一郎君。

2番（関 誠一郎君） 取り入れたと、今、町長が言いましたけれども、取り入れたのならどの部分を取り入れたのか、私はさっき聞いたんですけれども、回答がなかったということで再度質問をしてみたいと思います。どの部分を取り入れたのかと、これは重要な問題でございますので、詳細をお願いいたします。

桂地区での再編は時期尚早、どうしてもやりたいんだと。議会に理解されたと。議会に

どうやって理解されたんだか、私ちょっとわからないんですけども。教育民生に関しては案として出ているわけです。それで取りまとめもしなかった。どういう場で理解されたのか、その辺もお伺いします。

第2点の小規模工事請負でございますが、経済危機対策交付金によって、これは町長に申し上げておきますけれども、これは政治判断で私は結構だと思いますが、今回の補正予算で、住宅の改修工事において10万円出しますよということではありますが、改修工事においては、町民全般にこれは該当すると。ただ、商工業関係であれば、建設業者のみであると。これは建築業者というのは一般に水道、いろいろ幅広いかもしれませんが、私はこういう経済危機の中で、30万円ということにこだわらず、時限で結構でございますので、仮に2年、3年の中で、50万円以下に20万円ぐらいはアップして、この経済危機に対応して行政の対応を示していただきたいと思います。

あと、その中で、小規模登録店の件数、ちょっと私、聞き忘れたのか何かわからないんですけども、なかったような気がするもので、小規模登録店の件数に関しては結構でございます。

3番、防犯灯についてですが、そのような回答がくるなど、私は思っておりましたが、今回の9月定例会の補正予算において、やはり臨時交付金の中で防犯灯があります。町民課から聞いたら、5灯だと。いや残念だなと。この子どもたちの教育の環境、地域の環境、何を考えているんだろうなどがっかりしてしまいますけれども、いずれにしても、この防犯灯に関しては、重大事件が起きてからでは遅いのであります。本当にここにはなくてはならないという部分に関しては、早急に対応していただきたいと思います。

それに、区長から10件の要望があるという中で、せめて10件ぐらいは、今回何とかこの交付金で対応できればなと思っております。そこで、その区長の要望である10件について対応できるかどうか、再度伺います。

町民運動会についてでございますが、要するに8月10日の区長会で流れたというのは、先ほど私が言ったように、アンケートをもう少し重視してほしいという意見のもとで流れたのかなというふうに感じておりますが、来年について厳しい意見もあったでしょう。ですから、この運動会については、私は答弁を求めませんが、よりよい住民の考え、意見を尊重した運動会にしてほしいと要望いたします。

5番目の墓地計画についてであります。跡地の利用計画はないということですが、墓地としてはもう計画はしないということで理解していいのかなということで、町長の答弁をもう一度求めたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 学校再編につきましては、先ほども申しましたように、平成19年4月1日にスタートした学校再編検討協議会というもので、6回の協議会を経て、平成

20年10月6日に答申が出されて、議会のご理解をいただいたということで、ご理解をいただきたいなと思っているところでございます。

小規模工事につきましては、現状の中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

登録件数につきましては19件でございます。

あと、防犯灯につきましては、これからの中で、関議員が言いますように、本当に子どもの通学について大事なところもあるかと思っておりますので、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

墓地計画については、前の議会のときにもお話ししましたように、墓地としての計画はありませんということで申し上げております。

そのほか教育長のほうで何かございましたらば、お願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） これだけ申し上げておきます。

「議会のご理解をいただいた」という答弁があるんですが、議会としてはまだ再編の案の説明を受けているだけで、議会として決定はしていませんので、その点だけご了解をいただきたいと思っております。

教育長石原道明君。

教育長（石原道明君） 関議員に対してお答え申し上げたいと思っております。

今、お話申し上げました「ご理解をいただいた」ということにつきましては、町長のほうからご説明がございましたけれども、平成19年度に再編の検討協議会というものがもたれました。そして、その結論が、もちろん関議員なんかのお力がございまして、前の教育長を初め各区長さん、あるいはPTAの会長さんのお力で、平成20年10月に結論を出していただきました。そのことについて議会でご了解を得たという表現でございます。

そのときの結論が、常北地区は2校にしましょう、桂地区も2校にしましょう、そして、七会地区は1校にまとめましょうという案をまとめていただきました。現在、それをたたき台にして、策定委員会というものを引き継ぎました。そして、その引き継いだ結果、それではどこの学校にしましょうというふうなことを、いろいろな観点を含め、あるいは先ほど、これも町長のほうからお話があったと思っておりますけれども、単P連の委員会、各単Pの会長さんのお集まりをいただいて、ご父兄の方として、あるいはまだこれから上がるであろう保育園とか、幼稚園の人たちのご意見を、その2校にするのにはどういう希望があるのかというふうな形で、アンケートをとらせていただきました。

もちろんそのアンケートには、アンケートの決定で指定校を決めるのではありません。いろいろな条件を加味しながら、いわゆる耐震が必要であるかないかとか、いろいろな条件があるんですけれども、そういうあらゆる条件を加味して決定をしていこうというふうなことで、先ほど関議員のほうからありましたように、常北地区、桂地区、七会地区の最終決定というふうなものが案として出されました。そして、今その案は、教育委員会のほ

うで一応承認を得て、現在議会を通してお示ししているところでございます。

この案につきましては、先ほど、これも繰り返しのなりますけれども、また単Pの会長の委員会に諮って、これで了承していただきたいけれどもどうですかというふうなご意見を聞く予定です。そして、各小学校に戻りまして、また丁寧にこういうふうな方向を進めたいんだということで、ご協力が得られればそれを決定としていきたいというふうに考えているのが、今教育委員会が歩んでいる状況です。

決して無理な形で進めようというふうには考えておりませんが、先ほど言いましたように、平成23年を外してしまいますと、常北地区においても、あるいは桂地区においても、もちろん石塚地区においても、先ほどお話しした複式学級という1つの学年で1つのクラスではなくて、2つの学年を合わせて1つの学級にする。すなわち正式な教員は1人しかいないというのが複式学級の現状です。それが桂でもふえてきますし、極端なお話を申し上げますと、古内とか、あるいは今少ない七会西というふうな小学校では、その複式が場合によっては2学級、あるいは極端な場合には3学級になってしまう。ですから、1、2、3、4、5、6、というのが3つで終わってしまう。これを正式には3人の先生で運営しなさい。これは私ども教育委員会としては、児童・生徒の教育の均等性やあるいは学力というふうなものを考えたときに、非常に大きな支障が起こるであろうと。そういうものの解消をぜひ目指したいということで、今のところ平成23年と。

先ほど関議員のほうからお話がありましたように、何とか無理すれば平成25年までの形で、学校再編もできないことはないと思います。それはおっしゃるとおりだと思うんですが、その部分無理をするのか、あるいは複式を解消したいのかというところが、私どもの一つの接点になっております。そのことについては、ぜひご理解いただければと考えております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 2番関 誠一郎君。

2番（関 誠一郎君） 再編については私も大賛成で、これは本当にやらなくてはならないと。これはもう十分理解して町に協力したわけである。ただ、桂地区に関しては、沢山小学校耐震化工事、約2,000万円以上多分かかると思います。それがこのコンサルで出した中で、平成31年には複式になりますよと、もううたっているんです。それに対して、検討委員会の中で既存校舎に係る諸費用の部分も検討の材料にはなっているかと思います。ですので、あくまでも4つを2つ、2つを1つという固定概念から少し外して、長期展望の中で考えていただきたいと思います。

それと、地元商店街活性化小規模工事請負に関してはできないということでございますので、町長ができないというのならばしょうがないのかなということで、いずれにしても、町商工業者に対しての工事発注、全面的に出していただき、地元の活性化につなげていっていただきたいと思います。

あと、最後に墓地計画なんですけれども、墓地はないということでございますが、実は私なりに、栃木県喜連川、ひたちなか市といろいろ調べてまいりました。というのは何かというと、これは反対意見もあるかと思うんですけれども、この跡地利用に関して、町単独の事業というものはどうしても負担がかかるという観点から、国の機関を誘致するというのをぜひお願いしたいと思います。それによりまして、固定資産税等々、もろもろ税収が上がってくるわけでございます。

喜連川、今はさくら市になってございますけれども、ここには刑務所がございます。この間、黒羽第二刑務所の社会復帰センターという活動センターというのもできまして、社宅もできました。これは立派なものです。山の中にあります。これによって、さくら市はかなりの税収が上がっております。そういう中で、私は刑務所を誘致しろという問題ではないですけれども、いずれにしても、国・県のお金を有効に使って、町でお金を持ち出さないで税収が上がっていくと、そういうような施策をぜひともとっていただきたいと思います。

3回目の質問で、私の思うところを全部述べさせてもらいました。答弁は求めませんので、よりよい学校再編づくり、よりよい商店街の活性化、そして墓地計画、よりいい方向の計画になるように望みまして、3回目の質問を終わりにします。

ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、2番関 誠一郎君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午前10時47分休憩

午前10時59分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第8号、9番南條 治君の発言を許可いたします。

9番南條 治君。

〔9番南條 治君登壇〕

9番（南條 治君） それでは、通告によるところの一般質問をさせていただきます。まず最初に、町の財産についてであります。

町の保有するすべての資産状況、価値についてお伺いをいたします。

平成17年1町2村の合併により、町の方向性も厳しい財政状況の中ではありますが、確実に進んでおります。七会地区の水道事業、そして、町立常北中学校校舎改築工事の基本設計概要、国補特環かつら水処理センター増設工事等行っております。しかし、新しい政権交代の中で、さらに地方のあり方が大切になってくると考えるものであります。自治体

もますます求められることが多くなり、身の丈知らずという言葉がありますが、どこかで抑制をしなければならないときが必ず来ると思うわけであります。

そこで、公開会計制度の導入により、行政コスト計算書、資金収支決算書、総資産変動計算書、貸借対照表などを作成することが義務づけられております。そこで、2番として、出資金、貸付金、積立金などはどのくらい町としてあるのか、また、現金、預金などの金額は幾らなのか、お伺いをいたします。

3番としまして、町所有の総資産を町民の方にお知らせすること、これも財政を管理する長として大事な一環だと思っております。町長の考えをお伺いをいたします。

次に、通告2番、国の経済危機対策に伴う交付金活用についてであります。1番としまして、当町の利用計画についてお伺いをいたします。

交付金財源内訳の納期と整理、補助金推進事業、補助金町実施分、または土地改良区実施分についての事業内容についてお伺いをいたします。

続きまして、2番としまして、生活道路に対しての交付金の利用は考えているのか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わりにします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 南條議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

町の保有するすべての資産についてということでご質問がございましたが、地方公共団体が所有する財産といたしましては、行政財産、物品、債権及び基金がございますが、このうち公有財産は行政財産と普通財産に分かれており、それぞれ台帳を整備し、毎年2回、町の行政状況とあわせて広報紙に掲載し、公表しておるところでございます。

しかし、保有する資産の総額、資産価値につきましては、改めて評価しなければ把握が困難な状況にありますので、今後財政健全化に向けた中の取り組みにあわせ、把握できるよう国の進める地方財務会計制度改革にのっとり、町の保有資産を評価し、財産に関する資料作成作業を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、町の出資金、貸付金、積立金等につきましては、平成21年8月末日現在において、出資金については、城里町開発公社ほか22団体に総額8,810万4,000円を出資しております。貸付金につきましては、株式会社常北物産センターに対し、1,500万円を貸し付けております。積立金につきましては、各基金の運用益及び場外車券場交付金を基金へ積み立てておりまして、適正な管理運用に努めているところでございます。

また、出資金、貸付金及び基金の状況については、その団体及び決算年度末現在高等を決算書、広報紙等で示しているところでございます。

先ほども申しましたが、町の財産につきましては、城里町財政状況の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年5月と11月の年2回、町の財政状況とあわせ、広報紙に掲載して

おり、また、決算書においても、財産に関する調書によりお示ししているわけでございます。

ご質問の資産という概念ですと、すべてを把握するのは難しい現状がございますが、行政の透明性確保や情報開示の観点から、資産の債務等、わかりやすい財務情報を町ホームページでの公表とあわせ、開示できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

国の経済危機対策に伴う交付金の活用についてということで、当町の利用計画等についてのご質問かと思えます。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、日本経済の底割回避に向け、また、財政出動で、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域実情に応じるきめ細やかな事業を速やかにかつ着実な実施を図ることを目的として、交付されるものであります。

町といたしまして、地域経済の一刻も早い回復に向け、国の経済危機対策を的確に活用し、地域課題を解決し、この厳しい状況を乗り越えなければならないと考えております。

経済危機対策臨時交付金を活用することとした事業につきましては、教育、農業、環境、医療などの幅広い分野において、本町の将来に向けて各種事業に取り組むことにしたものでございます。通常は事業費全額を町の持ち出しで行わなければならない維持管理事業等を中心に、交付金を活用して実施することとしました。いずれの事業も重要な案件であり、今回事業を実施することにより、通常の場合よりも一般財源の負担軽減が図られることから、この機会をとらえ実施することとしましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

生活道路につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の生活道路への利用につきましては、道路の利用状況や地域バランスを考慮の上、修繕必要性の高い町道の舗装、補修などに活用し、町道の利便性と安全性の向上及び町内経済の活性化に寄与したいと考えております。

具体的には、旧茨城鉄道の軌道敷跡である町道など10路線について事業費として約1億9,600万円を活用する予定でございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 交付金財源内訳の農地等の整備推進事業補助金、または土地改良事業実施区分についての事業内容については、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、生活道路に対しての利用についても、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

企画財政課長（阿久津保巳君） 9番南條議員さんのご質問にお答えしたいと思います。
土地改良事業実施分、また、町実施分についてであります。町の実施分については、
2件を予定しております。これにつきましては、七会地区の2件であります。

土地改良区につきましては、常北土地改良区で7件、常北東部土地改良区で1件、桂土
地改良区の9件で、17件を予定しております。

参考までに申し上げますと、常北土地改良区7件で、事業費といたしまして2,928万円、
常北東部土地改良区1件で925万円、桂土地改良区9件で3,997万円、以上であります。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

都市建設課長（栗林俊一君） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の生活道路の活用
内容についてお答えいたします。

全部で10カ所ほど活用予定でございます。1つずつ箇所等をご説明いたします。

まず、町道14735線石塚地内、役場東側の町道でございます。舗装補修400メートルにつ
いて予定しております。

2つ目、町道15275線那珂西地内、旧軌道敷の未舗装部分でございますが、この舗装新
設800メートルを予定しております。

3つ目、町道0109号線上入野地内、小松小学校北側の町道でございます。舗装補修700
メートル。

4つ目、町道01115号線上入野地内、県道石岡城里線からホロルの湯方面に向かう町道で
ございますが、舗装補修730メートル。

町道8 - 1032号線孫根及び高根地内でございますが、県道阿波山徳蔵線の現道から同じ
くバイパスを結ぶ町道でございます。舗装補修700メートル。

6つ目、町道8 - 0568号線阿波山地内でございますが、国道123号線から大桂大橋に向
かう町道でございますが、舗装補修220メートル。

町道7 - 06号線阿波山下阿野沢地内でございます。旧軌道敷でございますが、舗装補修
2,800メートルでございます。

8つ目、町道14号線塩子地内でございますが、通称関谷入線バイクの宿の付近でござい
ます。舗装補修1,700メートル。

町道56号線塩子地内でございますが、通称道木橋青梅線舗装補修300メートルでござい
ます。

町道62号線下赤沢地内、新水戸カントリー付近の町道でございますが、舗装補修400メ
ートル。

以上10カ所についてでございます。事業費として、1億9,550万円を計上しておりま
す。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

9番（南條 治君） それでは、2回目の質問をいたします。

町道維持補修事業ということで、交付金が1億3,100万円来ております。その中で10カ所対応というようなことでありますけれども、合併時に地域からの申請が出ていると思うんです。そういうものに対して何%ぐらいこのお金を使って対応するのか、パーセンテージでどのくらい対応しているか、それに対してお伺いをいたします。

次に、七会の診療所の件についてお伺いをいたします。

8月26日に国民健康保険運営協議会の中で、診療所の改築というような形で、場所等についてご説明がありました。その件につきましては、後日、全員協議会の中で、場所が変わっているというようなお話をいただきました。その変わった経緯はどのようなことで変わったのか、そしてまた、あの場所につきましては、最初ご説明をいただいた場所ですね。

〔発言する者あり〕

9番（南條 治君） 特例債の関連なんだけれども。

この事業に対しては特例債に限定して、ある程度入っていると思うんですが。

議長（鯉淵秀雄君） ただいまの点でございますが、大きな2点目の中で、経済危機に伴う交付金活用、そして、当町の利用計画と入っていますので、当然診療所の問題も入ってくるものと考えます。よって、質問の継続を許可いたします。

9番（南條 治君） その件についてご説明をいただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 町道の維持改修事業につきまして、何%の達成率かということでございますが、都市建設課のほうから後で説明させます。

それから、なぜ七会診療所の建築位置が変わったのかとのご質問でございますが、七会診療所につきましては、昭和28年に医科が設置され、歯科診療所との併設により、地域医療の核として業務を行い、住民の医療行政に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、約半世紀を過ぎた建物は老朽化が激しく、診療業務の遂行にも不安を抱かせる状況になってきており、建てかえの必要性に迫られておりましたが、町の財政状況等を考慮しつつ、現在までの施設の維持活用に心がけてきたところでございます。

今回、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に診療所の改築も含まれていることから、町の高齢化、財政事情等思案の結果、この機会をとらえ建設計画をし、高齢化社会への対応を考え、国保運営協議会に諮り、今議会にご提案申し上げた次第でございます。

こうした状況から、限られた時間の中で急ぎ検討を行った結果、国保運営協議会での説明と議会説明において、建設位置の変更が生じたことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

今後議員を初め、町民の皆様のご理解をいただきながら、この診療所が保健センターと

の運用により、より多く住民の健康保持に活用されることを念願しているところでございますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

都市建設課長（栗林俊一君） 議員ご質問の今回の交付金が合併協議時に検討されました道路改良等に対してどの程度反映されているかというご質問でございますが、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の趣旨といたしますか、活用方法として、先ほど町長からもありましたとおり、今回の道路に対する交付金の活用として、維持補修をしたものを対象としております。その理由としまして、工事の発注が本議会での補正予算成立後であり、設定できる工期が短期間であることとか、これまでの補助金や交付金では維持補修に活用できないことが多かったのですが、本交付金についてはそれが可能であることから、この機会に維持補修の推進を図ったほうが町にとって有利であるという判断から、維持補修をしております。

そういった観点からでございますので、合併協議時に議論され、検討されて、今後予定されています道路ということとは整合性を図っておりません。逆に、そういった道路については、これまでと同様に財源の確保を図りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 9番南條 治君。

9番（南條 治君） 変更になった理由については、今、時間的な余裕がなかったというようなお話でありました。では、どういう時間がない、そういうような経緯経過、今交付金を使うというようなことでありました。何で、例えば何をやるにしても物事、場所を設定するというのが一番だと思います。その中でこれは大幅な変更です。こういうことは基本的なことだと思うんです。こういう形でお示しをいただいたわけです。全然違うわけです。そういうことで執行部はいいのかどうか。

お聞きするところによりますと、先に場所に対しては確認をとっていなかったと。そういう甘いことでいいのかどうか。町民がそれで納得すると思いますか。

もう一度町長に答弁をお願いします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 七会診療所の建築場所につきましては、平成20年に健康広場、クロッカー場などの整備した多目的広場敷地が最適地であると判断し、8月26日の国保運営協議会におきまして、説明したところでございます。

しかし、最適地と考えた利用としては、その土地が七会村当時の中山間整備事業の中で、国保診療所用地として予定していた場所であったことによるものでございます。しかしながら、国保運営協議会終了後にさらに詳細に検討した結果、予定地は既にクロッカー場などの用地として整備したばかりの土地であること、保健福祉センターの駐車場付近に建設したほうがより一層利用者の利便性が図られることなどから、計画を変更したところでご

ざいます。

ご説明の手續に不十分な点があったことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。今後議員各位を初め、地域住民の皆様には十分なるご説明をし、理解を得ながら手續を進めていきたいと考えておりますので、特段の御理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

9番（南條 治君） 以上で終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、9番南條治君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、明17日は休会とし、次の会議は9月18日午後2時に本議場において開会し、議案質疑から入りますので、時間厳守の上ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時26分散会

平成21年第3回
城里町議会定例会会議録 第4号

平成21年9月18日 午後2時02分開議

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	杉 山 清 君
2番	関 誠一郎 君	11番	寺 田 和 郎 君
3番	寺 門 博 志 君	12番	三 村 由利子 君
4番	阿久津 則 男 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	桐 原 健 一 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	飯 村 吉 伊 君	15番	根 本 正 典 君
7番	小 林 祥 宏 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	玉 川 台 俊 君	17番	小 坏 孝 君
9番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	久保田 殿 司
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	加藤木 賢
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮

農業委員会事務局長 阿久津 道 男
教育委員会事務局長 海 野 勝 美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 三 村 主
局 長 補 佐 小 林 恵 子
書 記 川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成21年9月18日(金曜日)

午後 2時00分開議

- 日程第3 議案第45号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第47号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第6 議案第48号 平成21年度城里町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第50号 平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第51号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第52号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第53号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第54号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第55号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第56号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第17 議案第59号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第60号 平成20年度城里町老人保健特別会計決算認定について

- 日程第19 議案第61号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第62号 平成20年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第63号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第64号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第65号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第25 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第26 請願第2号 上入野地区農業集落排水の管路延長と処理能力向上に関する請願書
- 日程第27 請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願
- 日程第28 報告第22号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第29 報告第23号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第30 報告第24号 産業建設常任委員会視察研修報告書
- 日程第31 報告第25号 地方公共団体財政健全化法に関する平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第32 報告第26号 例月出納検査報告(6月、7月、8月執行分)

追加日程

発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第58号
- 議案第59号

議案第60号
議案第61号
議案第62号
議案第64号
議案第65号
議案第66号
請願第1号
請願第2号
請願第3号
報告第22号
報告第23号
報告第24号
報告第25号
報告第26号

追加日程

発議第2号

午後 2時02分開議

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人33名を許可いたしました。

議案第45号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） それでは、本日は議案質疑から入ります。
初めに、議案第45号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号 工事請負契約の締結について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 工事変更請負契約の締結について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第48号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第49号についての質疑を求めます。

6番飯村吉伊君。

6番（飯村吉伊君） 6番飯村です。

国民健康保険特別会計の補正予算で、施設勘定のほうですが、14ページに診療所の工事請負費がございます。これについては、節のほうで、説明欄で、診療所の改築工事と出ております。これは恐らく新設工事ではないかと思えます。その設置場所につきましても、去る8月26日に国民健康保険運営協議会で、その他で、新設の場所を示しました。しかしながら、9月4日の全員協議会では、その位置が変更されております。そういうわけで、この変更になった理由、全員協議会では、担当課長のほうからはいろいろ説明がありましたけれども、本日は、町長よりご説明をお願い申し上げたいと思えます。

場所については、七会の保健福祉センターの玄関前に変更するというごさいますが、これらについては、駐車場を利用してということですが、その場合は保健センターの

駐車場が狭くなり、そして、診療所は、医科歯科をあわせまして110坪の新設診療所を設けようとしているようでございますが、これらについては、その敷地になかなか設置できないような状態にあるかと思えます。

それと、あと工事請負費の6,981万円、坪当たりは60万円強になるかと思えますが、これらの予算で工事ができるのか。と申しますのは、例えばレントゲン室については、鉛の入ったコンクリートの壁をつくらなくてはならないと多分思います。そういう状況の中で、坪60万円ではなかなかできないような感じがいたします。

さらには、この場合レントゲンを移設しなければならないと思えます。さらには、歯科の診察のユニット代、これらも移設しなくてはならないと思えます。私の推定ですが、その費用は恐らく1,000万円はかかってしまうような気がいたします。と申しますのは、1台桂の診療所から七会診療所のほうに持ってきたときには、160万円程度のレントゲンの移設費がかかっているようでございます。さらに、七会診療所は大きいレントゲンでございますので、これらの移設については、なかなか莫大な費用がかかるのではないかと思います。

それから、あとこの診療所を例えば移設した場合には、今現在使用している診療所の解体費、これらについても恐らく莫大な費用がかかると思えます。と申しますのは、レントゲン室については鉛が入っていて、今までにレントゲンで被曝というか、放射線を浴びておりますので、ただの解体工事ではレントゲン室の壁は済まないかと思えます。

そういう状況で、それらの解体費用と、さらには移設費用がわかりましたらお願いしたいと思えます。さらに、この費用については、今回予算に計上していないと思えますが、いつ組まれるのか、それあたりもお聞きしたいと思えます。

さらに、国民健康保険法では、城里町の国民健康保険条例で定めておりますが、その国保運営協議会の組織とは、被保険者代表が4名、それから、保険医、または保健薬剤師を代表する委員4名、それから公益を代表する4名、合計12名ですか、それで組織されていると思えますが、本来ならば、診療所の移設、新設工事については、この中で規則で定められておりますが、その中で、第3条のほうで、町の条例規則の中に、協議会は次の掲げる事項について審議をするものとされております。1番から8番までございますが、その中には保険税とか、一部負担金、さらには保険給付費とか、その中の7番目に、直営診療施設に関する事項も明記されております。

これらの明記されているような重要な案件でございますので、診療所の移設については、町長はその協議会の会長に諮問して、答申を求めるのが当然であったと思えます。その期間といたしましては、会長は町長から諮問がありましたら7日間以内に会議を招集し、そして、審議しなさいよということが示されております。例えば、8月26日に国保運営協議会がありましたけれども、この中で、初めて診療所の移設の問題が示されたわけです。示されたといっても、国保運営協議会ではその他で、ここに診療所を移しますよというだけ

の報告でした。ですから、この審議する期間としては、9月8日に上程されたわけですから、8月26日からこの間約2週間ありますので、その中でも国保運営協議会を開けたのではないかと思います。そういう状況から、私ら公益代表として4名議会から出ておりますが、それまでに協議会が開かれませんでしたので、私らは4名とも辞退しております。

これらについて、回答をお願いしたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） それでは、ただいま飯村議員のほうからご質問等がございましたことにつきまして、ご答弁いたしたいと思います。

さきの一般質問の中にもそういう質問があったかと思いますが、七会診療所建築場所の変更についてというようなことにつきましては、七会診療所の建築場所につきまして、平成20年度に健康広場、クローケー場などの整備した多目的広場敷地が最適地と判断し、8月26日の国保運営協議会においてご説明したところでございます。最適地として考えた理由としては、その土地が七会村当時の中山間地域整備事業の中で、国保診療所用地として予定していた場所であったことによるものでございます。

しかしながら、国保運営協議会終了後に、さらに詳細に検討した結果、予定地は既にクローケー場などの用地として整備したばかりの土地であること、保健福祉センターの駐車場付近に建設したほうがより一層利用者の利便性が図ることなどから、計画を変更したところでございます。

ご説明の手続には、不十分な点があったことにつきましては、申しわけなく思っております。今後、議員各位を初め、地域住民の皆様方に十分ご説明をし、理解を得ながら手続を進めていきたいと思っておりますので、特段のご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

また、そのほかにつきましては、担当課長のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔発言する者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 町長阿久津藤男君。

町長（阿久津藤男君） 国保運営協議会におきましては、やはり診療所をつくるということでご説明したわけですが、そのときに場所の変更があったということで、それは先ほど言いましたように、申しわけなく思ったということでご了解をいただきたいと思っております。

それから、建築費用等につきましては、参考として、独立行政法人福祉医療機構の標準建築単価を採用し、ダイワハウスの医療介護施設の建築施工の事例等を資料に、耐火づくりというようなことで設計費用を組んでおります。

〔発言する者あり〕

町長（阿久津藤男君） 医療機器の移設につきましては、平成22年度の予算で対応して

いきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 6番飯村吉伊君。

6番（飯村吉伊君） 私は、この建設工事費が、結局7,495万円ですよね。これらについては委託費も含んでおりますが、これらについては、恐らく診療所、歯科と医科と設置した場合には、これ以上の経費がかかると私は思います。

それで、ここについて予算書では改築工事になっておりますが、改築工事ならば、私は、現在のところでも構わないと思うんです。と申しますのは、今からは医療型介護施設、それと診療所を絡めたそういうような施設に、今の現在地の病棟をしていってもよいのではないかと思います。

あの病棟については30床……

〔「それは質疑ではない、一般質問だろう、自分の意見が入っているんだもの」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

6番（飯村吉伊君） これらについては、私は2節に対しては……

〔「議案書に載っているやつなら聞いてもいいけれども、そのほかのやつは聞けない」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） お静かに願います。

〔発言する者あり〕

6番（飯村吉伊君） これらについては、私は改めて国保運営協議会にかけて、それから予算計上してもらいたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第50号 平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第51号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第52号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第52号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第53号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第53号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第55号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第56号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

- 議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定について
- 議案第59号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第60号 平成20年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第61号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 議案第62号 平成20年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第63号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第64号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第65号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、決算特別委員会に付託されておりました議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定についてから議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定についての審議の結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

12番決算特別委員長三村由利子君。

〔決算特別委員長三村由利子君登壇〕

決算特別委員長（三村由利子君） 決算特別委員長の報告をいたします。

今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定から議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定の9件について、その審査の経過と結果について報告をいたします。

付託されました議案については、議案付託表により、各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

総務常任委員会は、9月9日午前10時から委員会室において開催し、議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定所管分について審査を行いました。

続いて、教育民生常任委員会は、9月10日午前10時から委員会室において開催し、議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定所管分から議案第62号 平成20年度城里町介護保険特別会計決算認定までの5件について審査を行いました。

続いて、産業建設常任委員会は、9月11日午前10時から委員会室において開催し、議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定所管分及び議案第63号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定から議案第66号 城里町水道事業会計決算認定までの5件について審査を行いました。

3常任委員会とも、審査は執行部より関係課、局長等の出席を求め、決算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定から議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定についての9件は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

審査の過程において各委員から出された主な質疑については、別紙報告書のとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、ご要望、ご指摘につきましては、十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げて、報告といたします。

ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成20年度城里町議会決算特別委員会報告書が、決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

議長（鯉淵秀雄君） これより討論に入ります。

議案第45号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ただいまから、議案第49号に対する討論に入ります。

なお、討論は登壇の上、発言をお願いいたします。

討論は1人1回の原則により1回のみとし、発言時間は10分以内といたします。

最初に、原案に反対の方の発言を許可いたします。

9番南條 治君。

〔9番南條 治君登壇〕

9番（南條 治君） 9番南條 治であります。

平成21年第3回定例会に付議されました議案第49号 城里町国民健康保険特別会計補正（第2号）施設勘定に対し、反対するものであります。

去る8月26日に開催されました国民健康保険運営協議会で説明されました診療所建設予定地が、同一敷地内とはいえ、10日もたたないうちに福祉センター中央前の駐車場に場所を変更してしまった上、国保運営協議会に対し何ら変更の説明がないことに大きな憤りを感じます。また、その計画の乏しさに落胆した次第であります。

国保運協は、町長の諮問機関であります。その国保運協に十分な説明をしなかったことは、国保運協を冒涇するものと私は考えております。この事業については、地域住民の声を聞き、慎重に検討すべきと考え、議案第49号 国保特別会計補正（第2号）施設勘定に反対します。

議員各位の賛同をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

8番玉川台俊君。

〔8番玉川台俊君登壇〕

8番（玉川台俊君） それでは、議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての賛成討論を行います。

この議案は、事業勘定と施設勘定の補正であります。事業勘定の補正は、4,130万3,000円で、主な内容は保険給付費で、医療機関に支払われるべきものであります。また、施設勘定の補正は6,993万2,000円で、主に七会診療所改築のための整備費であります。

賛成の理由であります。1つに、補正が可決されないと、保険給付費の支払いが滞ることになり、関係機関に迷惑をかけることになり、これは議会として避けなければならないと思うことであります。

また、七会診療所は、七会地区の医療福祉の拠点であります。しかしながら、施設は老朽化が進み、木造住宅30年という耐用年数の基準があるそうでありますが、優にこれを超えている施設であります。

老朽化については、先ほど私、歯科医師会として総会を開いた席で、七会診療所に勤務される真木先生からお話を聞いたところでありますが、歯科診療棟もそうであり、医科診療棟、特に医科のほうがひどいというようなことも現場の声として聞いております。

また、診療所へのアプローチは急勾配の坂道であり、駐車場も手狭で、何かと不便であります。しかし、町の財源が乏しく、これまで改築のめどが立たなかったのが現実であり、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用で改築のめどが立ったわけでございます。

先ほど来、場所の問題が発言されておりましたが、私は、国保運協の場に議会議員ではなく、医療機関の代表として参加した者でございますが、医療機関の代表としまして思うところは、同じ敷地内で移動であります、これは七会から桂、桂から常北、常北から七会と、大きな意味での移動ではなく、全く問題にならないことと医療機関代表として思うところであります。さらにつけ加えれば、最初に示された場所よりも、議会に示された場所のほうがよりベストな選定になったと、議会議員として思うところもあります。

また、この診療所は赤字経営だというようなこともいろいろといわれております。赤字経営で財政に負担があるとの理由で、診療所の存続を否定するのであれば、改築に反対されてもいたし方ありません。私自身も運営には改善すべき点が多々あることは議会で指摘してきた者の一員として理解できますが、改善のポイントは人件費がもたらす収支であります。診療所の事務職員を減らせば収支の改善はできると思いますが、配置がえでは町の全体的収支の面では改善されません。これは皆さんご承知のとおりだと思います。収支を考えるのであれば、公設民営や独立採算制を考える必要があると思いますが、それらについては、町も議会も検討してきた経緯がありません。今後の問題といたしますし、改築を今回ではなく将来の改築となると、このたびの交付金は活用されず、改築費用は町の財源を考えると、公共施設整備基金の活用が想定されますが、この基金は、町単独での福祉事業や教育に活用されており、今回も私自身、この基金を活用して子どもたちのインフルエンザ予防ワクチン接種の補助、また、妊産婦医療費助成の拡大を町に要求しております。このような要求ができるのも、この財源があつてのことだと思います。

さらに、今回請願された第3子以降の保育園や幼稚園通園費用の無料化を検討するときには充てる財源として想定されるものでもありますし、町民の多くの期待にこたえるためにも、この財源に手をつけることなく、今回約7,500万円ほどの改築費用であります。そのうち6,500万円が国からの臨時交付金で賄えると、この絶好のチャンスを逃すべきではないと私は思います。

今回の交付金は、使い切りの交付金で、基金に積み立てることができないものであり、その性格上、将来の改築に想定される費用に今回の交付金を活用しないことは、町の財源を思うとき、いかがかと思えます。診療所を利用する患者の利便性を図ることや、働く職員の意識高揚を図る意味でも、改築が望まれます。

また、今回の交付金のタイトルを見れば、改築にかかる費用約7,500万円のうち交付金6,500万円を初め、交付金総額約3億9,100万円をもとに、総事業費約7億4,000万円が疲弊した町経済の活性化の潤滑油として機能するよう、町執行部が取り計らうことが肝要か

と思います。改築にしても、設計・施工ともに町内業者の技術で十分にできることであり、さまざまな業者がかかわることができます。物品の納入を初め、町道整備等々、業者選定において、執行部には町内業者を十分に活用していただくことをこの場をお借りして強く要求するものであります。

議員各位には、重々ご承知のこととは思いますが、保険給付費の支払いが滞ることは避けなければなりませんし、町の経済活性化を初め、医療福祉の遂行と町民福祉の観点から、今回の交付金が有効に活用できるよう、あえて議案に賛成していただきたく思い、意見を申し上げました。

議員各位には何とぞ議案に賛成いただきますようお願い申し上げ、討論を終わります。
ご清聴ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

12番（三村由利子君） 私は、平成21年第3回定例会に付議されました議案第49号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）施設勘定に対し、反対をいたします。

まず最初に申し上げておきたいことは、診療所運営を否定するものではございません。ここは明確にしておきます。

平成16年2月27日の第9回目の合併協議会で、協議決定されたように、国保診療所は現行のとおりとし、さらに運営の健全化を努めるという方針があることと、高齢化が加速する七会地区において、地域医療の唯一の機関である診療所は、身近な医療機関として、その役割を長年にわたり担ってきた経緯がございます。したがって、診療所体制は維持すべきと私は認識いたしております。

ただ、今回にわかに診療所新築のための予算が上程され、国からの地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とすることとはいえ、この計画が余りにも唐突で、慎重さを欠いているところでございます。

その第一に、診療所建設検討委員会も開催された様子はなく、計画において建設用地配置計画、それから基本設計等も何ら詳細に示されていない上、約二十数年前の沢山診療所を参考にし、建設費の概算の提示をしていることが理解できないところでございます。

そのほかにも、現在診療所で使用している医療機器各種、設備等の移設費用等も、この補正予算には加算されていない事実がございます。町直営の診療所ですから、現在の七会の保健センター施設の中に同居させる、保健と医療を一体化した運営の方法も検討の一つとして考えられなかったのかと、私は思います。

いずれにしろ、これから十分な協議検討がされるべきと考え、以上の観点から、議案第49号 国保補正予算について反対するものでございます。

議員各位のご賛同を切にお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第58号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第59号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第60号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第61号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第62号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第63号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第64号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第65号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

議長（鯉淵秀雄君） これより採決に入ります。

議案第45号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第47号 工事変更請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第48号 平成21年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第49号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第50号 平成21年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第51号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第52号 平成21年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第53号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第54号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第55号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第56号 平成21年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第58号 平成20年度城里町一般会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第59号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第60号 平成20年度城里町老人保健特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第61号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第62号 平成20年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第63号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第64号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第65号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第66号 平成20年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

議長（鯉淵秀雄君） これより、請願の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願の議案朗読は省略することに決定いたしました。

次に、日程第25、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案は、9月8日に教育民生常任委員会に付託されていたものであります。教育民生常任委員長の報告を求めます。

9番教育民生常任委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

教育民生常任委員長（南條 治君） それでは、教育民生常任委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める請願の審査結果について、ご報告いたします。

去る9月10日に本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。その結果、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況、また、社会経済不安などにより、貧困と格差が広がりつつあります。日本の子どもに関する公的支出も、先進国最低レベルであります。諸外国並みの家計基盤の弱い家庭への子どもたちに係る給付拡充などの必要性を考えると、教育予算を国全体としてしっかりと確保しなければならないと考え、当町においても重要であることから、請願第1号は採択することといたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

請願第1号については、ただいまの教育民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は、議員控室でお待ちください。

午後 3時00分休憩

午後 3時10分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに、傍聴人4名を許可いたしました。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま9番南條 治君ほか6名から、発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書が

提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第1、発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

発議第2号

平成21年9月18日

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄 様

提出者 南 條 治
賛成者 小松崎 三 夫
賛成者 寺 田 和 郎
賛成者 根 本 正 典
賛成者 玉 川 台 俊
賛成者 小 林 祥 宏
賛成者 飯 村 吉 伊

教育予算の拡充を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。

しかしながら、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫している中で、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援

助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

一方、現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えている。日本の子どもに関する公的支出は、先進国最低レベルであり、諸外国並みの家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策を強めていく必要がある。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

1 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。

2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。

3 家庭の所得の違いによって子ども達の教育や進路に影響がでないよう、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置をおこなうこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。

4 学校施設整備、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

5 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年ぶりに実施した文科省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年9月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります9番南條 治君より、発議第2号の趣旨説明を求めます。

9番南條 治君。

〔9番南條 治君登壇〕

9番（南條 治君） それでは、発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとっても極めて重要なこととあります。しかしながら、地方経済不安や地方交付税削減等により、教育水準までも格差が出てきております。日本の子どもに関する公的支出も、先進国最低レベルであり、

諸外国並みに家計基盤の弱い家庭の子どもに係る給付拡充など、施策を進めていく必要があると考えます。したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保・拡充させる必要があると思います。

このようなことから、子どもたちに係る給付拡充の施策を強められるよう、意見書を総務大臣ほか関係大臣あてに提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） これより、発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に総務大臣ほか関係各大臣あてに提出させます。

請願第2号 上入野地区農業集落排水の管路延長と処理能力向上に関する請願書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第26、請願第2号 上入野地区農業集落排水の管路延長と処理能力向上に関する請願書を議題といたします。

本案は、9月8日に産業建設常任委員会に付託されていたものであります。産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番産業建設常任委員長飯村吉伊君。

〔産業建設常任委員長飯村吉伊君登壇〕

産業建設常任委員長（飯村吉伊君） 産業建設常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第2号 上入野地区農業集落排水の管路延長と処理能力向上に関する請願書の審査の結果についてご報告いたします。

9月11日に本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。

上入野地区農業集落排水処理施設は、計画当初、人口1,061人、戸数274戸で、将来の処理計画人口を1,220人に設定し、平成4年度から建設を実施し、平成9年11月に完成し、現在の処理人口は965人です。未だ未接続の世帯が10戸あります。請願の趣旨は理解するものの、管路延長、また、処理場の改修については、国庫補助の要件を満たしておらず、今後人口の増加、接続状況の推移を見ていく必要があるため、慎重に審議するため、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

請願第2号については、ただいまの産業建設常任委員長のご報告どおり決定することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第27、請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願を議題といたします。

本案は、9月8日に教育民生常任委員会に付託されていたものであります。教育民生常任委員長の報告を求めます。

9番教育民生常任委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

教育民生常任委員長（南條 治君） 教育民生常任委員会を代表し、本委員会に付託されました請願第3号 幼稚園・保育園児保護者負担費用軽減に関する請願の審査結果についてご報告いたします。

学歴社会の現代において、子ども1人当たりの教育費の負担がふえ、子だくさんの家庭においては養育者が、仕事のしづらい状況にもあることから、幼児教育に関する保護者の負担を軽減し、子どもたちに平等かつ教育に関して選択できる状況を備えるためにも、子育てにやさしい町として、また、今後の町の発展のためにも、ぜひとも第3子以降の幼児保護者負担費用無料化は、少子化対策の一助でもあるため、採択することに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

請願第3号については、ただいまの教育民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

報告第22号 議会広報委員会視察研修報告書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第28、報告第22号 議会広報委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会広報委員長より報告を求めます。

12番議会広報委員長三村由利子君。

〔議会広報委員長三村由利子君登壇〕

議会広報委員長（三村由利子君） 議会広報委員会を代表いたしまして、去る7月2日に実施いたしました先進地視察調査につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、親しみやすい読みやすい紙面づくりと編集技術の向上を目的とし、宮城県美里町議会だより編集特別委員会の発行状況や編集方法について調査し、意見を交換してまいりました。

美里町では、町民に議会の活動状況や行政の動きをよく知っていただくため、「議会だよりは議員だよりではない」を基調に、常に創刊号のつもりで、読まれる側の立場に沿った広報紙を目指しており、このため行政用語、議会用語はなるべく使わない。表紙の写真は被写体の目線に合わせ、肖像権を配慮する。会議録はそのまま使わない。難しい語句には説明文をつけるなど、委員が一丸となって編集作業に取り組んでいます。

紙面には、町民主催のふれあいコーナー、議会にまつわる言葉をもとにクイズをするなど、町民に親しみやすい広報紙づくりを進めておりました。

今後、城里町議会だよりを発行するに当たり、大いに参考となる研修であり、常に読者の立場に立った議会だよりの編集が大事であるということを感じた調査研修となりました。

以上、概要を述べさせていただきましたが、詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会研修の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。

今後とも町民に愛され、親しまれる広報紙の発刊にご尽力をお願いいたします。

報告第23号 議会運営委員会視察研修報告書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第29、報告第23号 議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員長より報告を求めます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） 議会運営委員会を代表いたしまして、去る7月23日に実施いたしました先進地視察研修につきまして、ご報告いたします。

本委員会は、本町の議会運営の参考とするため、議会活性化の取り組みがすぐれている群馬県利根郡昭和村議会を視察研修してまいりました。

昭和村議会は自主自立の村づくりのため、村づくり対策委員会の設置や住民との交流を

深めるため、積極的に各種イベント等に参加し、村民との意見交換を行うなど、親しみやすい議会になるよう努めています。

また、中学生による模擬議会の開催、住民に見える議会活動として、議会広報紙にも力を入れ、全国コンクールにおいて2年連続入賞するなど、村政への関心を高めるため日々努力しております。

また、たくましくやさしい昭和村を目指し、村民の意思が村政に反映する行政が行われるよう、常に村民の立場に立って議案等の審議に当たっており、今後の城里町議会運営に大いに参考となる研修となった次第であります。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の視察研修報告とさせていただきます。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。

今後とも城里町議会の活性化と議会の円滑な運営にご尽力をお願いいたします。

報告第24号 産業建設常任委員会視察研修報告書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第30、報告第24号 産業建設常任委員会視察研修報告書を議題といたします。

産業建設常任副委員長より報告を求めます。

5番産業建設常任副委員長桐原健一君。

〔産業建設常任副委員長桐原健一君登壇〕

産業建設常任副委員長（桐原健一君） 産業建設常任委員会を代表いたしまして、去る7月30日に実施しました先進地調査についてご報告いたします。

本委員会は、先端技術を生かした無農薬野菜栽培に取り組んでいる有限会社安曇野三郷ハイテクファームで研修してまいりました。

この会社は、長野県安曇野市にあり、残留農薬問題に気をもんでいた代表の方が、安全・安心な野菜をつくりたいということで、平成11年、農業生産体制強化総合対策事業により、植物工場を建設しました。完全制御型なので、一定量、一定品質の野菜の連続生産が可能で、空気中の酸素を必要な分だけ自由に吸収できることから、生育が均一で約1カ月で収穫できます。

噴霧耕による立体水耕栽培装置で、人工光を使い、日照時間や天候に左右されず、サラダ菜、リーフレタス、わさび菜など10種類の野菜を生産しています。施設建設にかなりの費用がかかりますが、しっかりとした販路が確保されれば安定した経営ができることでした。

国においても建設費の半分を補助する制度等を導入し、普及拡大に力を入れています。

自然の中で汗を流しながらの本来の農業ではないかもしれませんが、今消費者が求めている安全・安心な野菜を生産できるということで、近い将来、本町においても、先端技術を生かした農業に取り組む人が出てくることを期待したいと思います。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。

今後とも城里町の農業の発展にご尽力をお願いいたします。

報告第25号 地方公共団体財政健全化法に関する平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率

報告第26号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第31、報告第25号、日程第32、報告第26号については後ほどご熟読願います。

以上で、本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

町長（阿久津藤男君） 今期定例議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案22件のうち21件について慎重審議の上、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。否決となりました国民健康保険施設勘定につきましては、地域医療の中核施設として、住民の医療業務を担っている国保診療所の建設を初め、住民医療に直結した予算の補正をお願いしたところであります。今回財政事情の厳しい折ではありますが、この機をとらえ、老朽化激しい診療所を国の地域活性化・経済危機対策の活用により、保健センター敷地内に建設し、地域医療の中核施設として、保健と医療の一体化を図るべく整備を計画したところであります。

残念ながら議会のご理解を得ることはできませんでしたが、少子高齢化社会における本町での高齢者や、乳幼児等への医療支援はますます重要性が高まるものと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日決定をいただきました補正予算等の推進につきましては、執行部一丸となってまちづくりに邁進してまいりたいと考えておりますし、議員各位から会期中に賜りました貴重

なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、秋本番を迎え、各種行事が予定されております。議員各位におかれましては、新型インフルエンザを初め、健康管理には十分注意し、城里町発展のためご尽力賜りますようお願いとご期待をいたしまして、今定例議会の閉会に当たってのごあいさつといたしたいと思っております。

大変お疲れさまでございました。

議長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は11日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始極めて熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町長におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました各位のご協力に対し、心から感謝申し上げまして、閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 以上をもちまして、平成21年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員